



SORACHI  
SHINKUMI  
REPORT  
2025

【ディスクロージャー誌】

空知商工信用組合

# INDEX



|                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| ごあいさつ                                       | 2  |
| 経営理念・経営方針・空知商工信用組合の概要・<br>役員一覧・組織図・会計監査人の名称 | 3  |
| 沿革・あゆみ                                      | 4  |
| 総代会                                         | 5  |
| 業務のご案内                                      | 6  |
| 各種手数料一覧表                                    | 8  |
| 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況                  | 9  |
| 地域貢献                                        | 10 |
| 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について                   | 12 |

## 《各種態勢編》

|                                               |    |
|-----------------------------------------------|----|
| リスク管理態勢                                       | 12 |
| コンプライアンス(法令等遵守)態勢                             | 13 |
| 反社会的勢力に対する基本方針                                | 13 |
| 顧客保護等管理方針                                     | 14 |
| 当組合のマナー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散<br>金融対策に係る対応方針について | 14 |
| 当組合の苦情処理措置・紛失解決措置等の概要について                     | 15 |
| 金融円滑化基本方針                                     | 15 |
| 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示<br>債権の保全・引当状況       | 16 |

## 《資料編》

|                        |    |
|------------------------|----|
| 財務諸表                   | 17 |
| 貸借対照表                  |    |
| 貸借対照表注記                |    |
| 損益計算書                  |    |
| 剰余金処分計算書               |    |
| 法定監査の状況                |    |
| 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性     |    |
| 主要な経営指標の推移             |    |
| 自己資本                   | 22 |
| 自己資本の構成に関する開示事項        |    |
| 自己資本の充実の状況             |    |
| 自己資本の充実度に関する事項         |    |
| 信用リスクに関する事項            |    |
| 信用リスク削減手法に関する事項        |    |
| 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 |    |
| 金利リスクに関する事項            |    |
| 経営の状況                  | 32 |
| 報酬体系について               | 36 |
| 店舗のご案内                 | 37 |

※本資料の表示単位未満は全て切り捨てにより表示しております。  
したがって、内訳とその合計額は、相違する場合があります。

## ごあいさつ

皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は空知商工信用組合に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合の事業概況等を取り纏めましたので、ご高覧戴ければ幸いに存じます。

昨年は日銀がマイナス金利政策を解除し、政策金利を上げたことに伴い、市場金利が上昇し、当組合でも預金金利及び貸出金金利が上昇するなど、金融業界をはじめ、日本経済にとって重要な節目となった1年でありました。

現在は、個人消費の持ち直しや、事業者の設備投資が増加しており、また、海外観光客のインバウンド効果もあるなど、企業の売上回復への兆しが見えつつあります。

しかしながら、コロナ禍における各種支援策が終了するなか、食料品やエネルギー、原材料価格等の高騰による物価上昇や人手不足など、深刻な問題にも直面しており、企業の倒産件数は増加傾向にあります。

当組合の主たる営業地域である空知地区に目を向けましても、人口減少や少子高齢化に伴い、中小零細企業では人材確保に苦勞されており、地域経済も依然として厳しい状況が続いております。

このような環境下において、地域金融機関として皆様のご要望に迅速に応えるべく事業を推進した結果、当組合の令和6年度の業績は、預金積金残高は80,792百万円、貸出金残高は62,952百万円となり、また、当期純利益は対前年度末比222百万円増加し569百万円を計上することができました。

令和7年度におきましても、当組合の経営理念である「地域に親しまれ、頼れる金融機関を目指します。」のとおり、地域の皆様に寄り添った身近な金融機関として、地域経済発展の一助となるべく、役職員一同全力で金融サービスの提供に取り組んでまいりますので、引き続きご愛顧頂きますようよろしくお願い申し上げます。

令和7年7月

空知商工信用組合

理事長 伊藤 智徳



## 経営理念

「地域に親しまれ、頼れる金融機関」を目指します。

## 経営方針

- ◆ 地域の特性及び顧客目線に立った金融サービスの提供に努めます。
- ◆ 地域に貢献できる人材の育成に努めます。
- ◆ 堅実経営を徹底し財務基盤の強化に努めます。

### 空知商工信用組合の概要 (令和7年3月31日現在)

|       |                |
|-------|----------------|
| 創 立   | 昭和28年3月30日     |
| 本店所在地 | 美瑛市西2条南2丁目1番1号 |
| 出 資 金 | 23億37百万円       |
| 預 金 量 | 807億92百万円      |
| 融 資 量 | 629億52百万円      |
| 店 舗 数 | 9店舗            |
| 役職員数  | 92人            |

### 役員一覧 (令和7年6月20日現在)

#### 常勤役員

|         |         |
|---------|---------|
| 理 事 長   | 伊 藤 智 徳 |
| 専 務 理 事 | 大 井 昭 男 |
| 常 勤 理 事 | 新 井 田 毅 |
| 常 勤 理 事 | 瀬 戸 祥 博 |
| 常 勤 監 事 | 芦 口 聡 憲 |

#### 非常勤役員

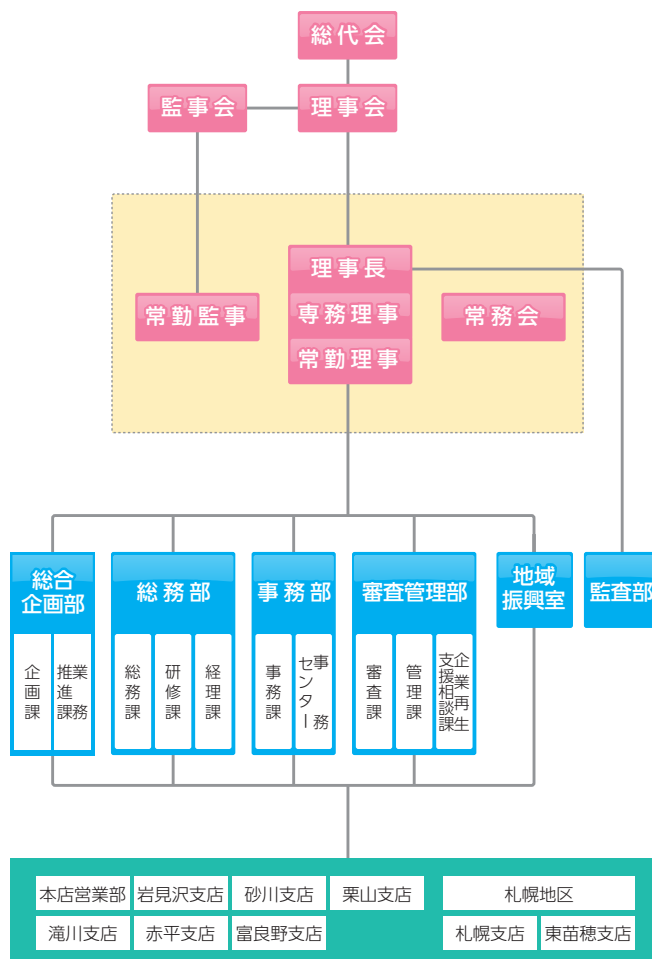
|         |           |
|---------|-----------|
| 理 事     | 野 村 敏 行   |
| 理 事     | 千 徳 晃 己   |
| 理 事     | 本 山 博 司   |
| 理 事     | 藤 田 開     |
| 理 事     | 芳 賀 美 津 男 |
| 理 事     | 西 出 達 司   |
| 員 外 監 事 | 鈴 木 隆 司   |

当組合は、職員出身者以外かつ、地域の代表である理事6名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

### 会計監査人の名称 (令和7年6月20日現在)

「監査法人ライトハウス」

### 組織図 (令和7年6月20日現在)





| 〈 昭 和 〉 |        | 和                         |
|---------|--------|---------------------------|
| 昭和28年   | 3月30日  | 美唄信用組合として設立               |
|         | 4月10日  | 美唄信用組合の名称で業務開始(大通り南3丁目)   |
| 昭和33年   | 12月 5日 | 空知商工信用組合と名称変更             |
|         | 7日     | 岩見沢支店開設                   |
| 昭和35年   | 12月26日 | 砂川支店開設                    |
| 昭和36年   | 8月28日  | 本店店舗移転新築、営業開始(美唄駅前)       |
| 昭和37年   | 12月15日 | 岩見沢支店店舗移転改築、営業開始(2条西4丁目)  |
|         | 17日    | 砂川支店店舗移転改築、営業開始(西1条南1丁目)  |
| 昭和38年   | 8月 7日  | 長沼出張所開設(東3線北3号)           |
| 昭和39年   | 9月11日  | 奈井江支店開設、営業開始(52番地)        |
| 昭和40年   | 9月13日  | 長沼支店昇格移転、営業開始(367番地)      |
| 昭和42年   | 10月11日 | 砂川支店店舗移転改築(西1条北2丁目)       |
|         | 12月 4日 | 三笠支店開設、営業開始(多賀町11番地)      |
| 昭和43年   | 12月12日 | 栗山支店開設、営業開始(中央2丁目)        |
| 昭和51年   | 11月24日 | 岩見沢支店移転新築、営業開始(4条西2丁目)    |
|         | 29日    | 本店店舗移転新築、営業開始(西2条南2丁目)    |
| 昭和52年   | 10月14日 | 札幌支店開設、営業開始(白石区南郷通13丁目)   |
| 昭和53年   | 11月28日 | 美園支店開設、営業開始(美園6条7丁目)      |
| 昭和55年   | 7月 7日  | 栗山支店移転新築、営業開始(中央3丁目)      |
|         | 10月23日 | 東苗穂支店開設、営業開始(東区東苗穂10条3丁目) |

| 〈 平 成 〉 |        | 成                                      |
|---------|--------|----------------------------------------|
| 平成 8年   | 11月 4日 | 信組情報サービス共同オンライン加盟、同日全店ATM稼働            |
| 平成12年   | 3月 6日  | デビットカード取扱開始                            |
|         | 4月 1日  | 郵貯とのキャッシュカード相互間利用提携開始                  |
| 平成13年   | 7月 9日  | 道央信用組合の事業の譲り受け                         |
| 平成14年   | 11月18日 | 砂川支店移転(西1条北3丁目1番1号)                    |
| 平成17年   | 4月22日  | 岩見沢支店イオンスーパーセンター三笠店出張所(ATM)開設          |
| 平成18年   | 1月 4日  | 他行カードによる相互入金業務の提携開始                    |
| 平成19年   | 5月 7日  | 共同オンライン第5次システム開始、同日バックアップセンター稼働        |
| 平成20年   | 5月 1日  | セブン銀行との24時間CD提携開始                      |
|         | 7月 1日  | ATM定期預金取扱開始                            |
|         | 12月 5日 | 長沼支店廃店                                 |
|         | 8日     | 栗山支店長沼出張所(ATM)開設                       |
| 平成25年   | 2月18日  | でんさいネット取扱開始                            |
| 平成27年   | 1月13日  | 空知しんくみビジネスバンキング取扱開始                    |
|         | 10月20日 | クラウドファンディング業務取扱開始                      |
| 平成28年   | 5月25日  | 美唄市と「地方創生に関する包括連携協定」締結                 |
|         | 7月20日  | 富良野市と「地方創生に関する包括的地域連携協定」締結             |
|         | 10月12日 | 三笠市と「地方創生に関する包括的地域連携協定」締結              |
|         | 11月28日 | 砂川市と「地方創生に関する包括的地域連携協定」締結              |
| 平成29年   | 3月30日  | 株式会社Act Nowと地方創生に関する取組に係る提携協力契約締結      |
|         | 7月25日  | 北央信用組合及び札幌中央信用組合と3信用組合の包括的連携協力に関する協定締結 |
|         | 10月 2日 | しんくみ間ATM通帳記帳提携開始                       |
| 平成30年   | 1月16日  | 上富良野町と「地方創生に関する包括連携協定」締結               |
|         | 11月22日 | 奈井江、三笠、美園、芦別、深川、上富良野の6支店廃店             |
|         | 26日    | 奈井江、三笠、美園、芦別、深川、上富良野の6出張所(ATM)開設       |

| 〈 令 和 〉 |        | 和                                    |
|---------|--------|--------------------------------------|
| 令和 元年   | 10月18日 | 留萌支店廃店                               |
|         | 10月21日 | 留萌出張所(ATM)開設                         |
| 令和 2年   | 7月13日  | 北海道銀行とのATM相互無料提携開始                   |
|         | 8月 3日  | 栗山支店長沼出張所を長沼町役場庁舎内(長沼町中央北1丁目1番1号)へ移設 |
| 令和 4年   | 5月20日  | 「空知しんくみSDGs宣言」の公表                    |
|         | 8月17日  | 美唄市と「高齢者のための見守り活動に関する協定」締結           |
| 令和 5年   | 3月30日  | 当組合創立70周年                            |
| 令和 6年   | 11月10日 | セブン銀行ATMの法人カード利用提携開始                 |

## ■総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は組合員数が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙さ

れた総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

## ■総代の選出方法、任期、定数

総代は、当組合の「総代選挙規約」の定めるところにより、組合員の中から公平に選出され、その任期は3年となっており、組合員の代表として、総代会を通じ組合員の信用組合に対する意見や要望を、信用組合の経営に反映させる重要な役割を担っています。

総代の定数は、「100人以上115人以内」と定款で定めています。

## ■第72期通常総代会の報告(令和7年6月20日開催)

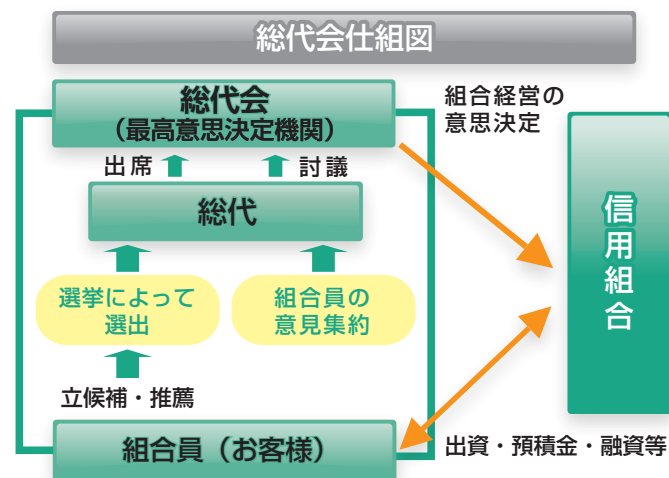
報告事項

1. 令和6年度事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書について

議案

1. 令和6年度剰余金処分(案)について
2. 令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
3. 「総代会規程」の一部改正(案)について
4. 役員(理事・監事)の退職金の支給方法(案)について
5. 役員(理事・監事)の選任(案)について

議案は全て原案のとおり承認されました。



## ■総代の選挙区域・総代名簿(令和7年6月20日現在)

(敬称略)

| 選挙区 | 定数<br>(現総代数) | 営業店の属する行政区                                                                                                                                                                                                                            |         | 選挙区域                                                                          | 氏名                                                                                                                                                            |
|-----|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |              | 管轄店                                                                                                                                                                                                                                   | 行政区     |                                                                               |                                                                                                                                                               |
| 1   | 22<br>(22)   | 本店営業部                                                                                                                                                                                                                                 | 美 唄 市   | 美唄市・月形町                                                                       | 阿部 雅成⑥ 伊原 潤司③ 上野 哲大④ 大坪 誠治① 大野 敏治① 川浪 均⑥<br>岸山 一郎⑨ 北野 信夫④ 工藤 雄二② 斉藤 道範① 背古 知良④ 高橋 一裕④<br>永井 仁⑥ 野村 敏行⑧ 林 正芳④ 坂東 久男④ 細田 光人⑦ 松岡 達也③<br>宮北 英明① 山本 剛③ 米森 正仁③ 渡辺 修⑦ |
| 2   | 23<br>(22)   | 岩見沢支店                                                                                                                                                                                                                                 | 岩 見 沢 市 | 岩見沢市・三笠市・新篠津村                                                                 | 厚谷 哲児① 大久保貴幸① 奥野 賢一⑫ 小熊 圭② 折笠 真仁⑨ 小島 清博⑫<br>河原 裕行⑥ 久藤 弘行⑥ 来嶋 直人② 後藤 寿② 近藤 寛⑨ 白戸 勇次⑤<br>鈴木 安行③ 寺田 義弘⑦ 林 正之② 政安 清美③ 三谷 隆治⑦ 南 利一⑨<br>目谷 直樹④ 本山 博司④ 山下 玉喜① 渡辺 博人⑨ |
| 3   | 14<br>(13)   | 砂川支店                                                                                                                                                                                                                                  | 砂 川 市   | 砂川市・奈井江町・歌志内市・上砂川町・浦臼町                                                        | 太田 裕治⑦ 川口 繁樹⑤ 北谷 武文⑥ 榊原 洋子③ 佐藤 勝也② 島 不二彦⑨<br>千徳 晃己⑦ 武田 昭二③ 二宮 健志⑩ 古屋 吉和③ 三原 新① 村中 雄司②<br>鷲尾 一彦⑩                                                               |
| 4   | 9<br>(8)     | 栗山支店                                                                                                                                                                                                                                  | 栗 山 町   | 栗山町・由仁町・夕張市・長沼町・南幌町                                                           | 木藤 清⑨ 笹浪 崇⑦ 渋谷 俊昭② 土井 猛② 中野 政光⑩ 中村ひとみ②<br>日原 潤一⑤ 松嶋 隆敏⑫                                                                                                       |
| 5   | 13<br>(12)   | 札幌支店<br>.....東苗穂支店                                                                                                                                                                                                                    | 札 幌 市   | 札幌市・江別市・北広島市                                                                  | 伊藤 克史① 伊藤 雅弘① 金山 公彦⑨ 菅野 修司② 菊地 慎一② 佐藤 嘉幸⑥<br>藤井 明房③ 藤田 開⑨ 古田 光生③ 丸山 昭一④ 安田 晴久① 米内 勇③                                                                          |
| 6   | 15<br>(15)   | 滝川支店                                                                                                                                                                                                                                  | 滝 川 市   | 滝川市・深川市・留萌市・雨竜町・北竜町・新十津川町・沼田町・秩父別町・幌加内町・妹背牛町・増毛町・遠別町・天塩町・幌延町・小平町・羽幌町・苫前町・初山別村 | 入井 浩樹⑤ 大谷 鉄平③ 小田 朋弘⑦ 笠松 昭伸⑥ 熊木 利夫⑤ 塩尻 一幸⑧<br>嶋田 久夫⑧ 田端 千裕③ 芳賀美津男③ 牧野 勝好⑥ 松田 輝生② 柳 壮二郎②<br>山腋 一範⑥ 吉崎 英二② 米倉 慎一③                                                |
| 7   | 10<br>(9)    | 赤平支店                                                                                                                                                                                                                                  | 赤 平 市   | 赤平市・芦別市                                                                       | 浅井 富雄⑥ 石川 順一⑦ 高瀬 紳③ 滝本 守④ 竹山 慶吉② 西出 勝利⑧<br>林 守② 藤岡 秀孝③ 宗方 裕之⑥                                                                                                 |
| 8   | 9<br>(8)     | 富良野支店                                                                                                                                                                                                                                 | 富 良 野 市 | 富良野市・上富良野町・南富良野町・占冠村・中富良野町・旭川市・美瑛町・東川町・東神楽町・鷹栖町                               | 石塚 徳夫③ 市村 英規④ 佐川 泰正⑧ 高田 健一⑤ 但木 利光② 立松 雅幸⑥<br>中川 一男⑧ 橋場 和之⑦                                                                                                    |
| 合計  | 115<br>(109) | 【総代の属性別構成比】<br>職業別:個人 1.80%、個人事業主 2.80%、法人役員 95.40%<br>年代別:30代以下 0.90%、40代 3.70%、50代 22.00%、60代 29.40%、70代 33.90%、80代以上 10.10%<br>業種別:製造業 1.90%、不動産業 5.60%、卸売業・小売業 30.80%、建設業 30.90%、運輸業 3.70%、その他サービス業 27.10%<br>※業種別は法人役員、個人事業主に限る。 |         |                                                                               |                                                                                                                                                               |

※氏名の後の「○」内の数字は就任回数を表しております。



## 主要な事業の内容

### A. 預金業務

(イ) 預金・定期積金 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取り扱っております。  
(ロ) 譲渡性預金 取り扱っておりません。

### B. 貸出業務

(イ) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。 (ロ) 手形の割引 銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の割引を取り扱っております。

### C. 商品有価証券売買業務

取り扱っておりません。

### D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券を投資の対象としております。

### E. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

### F. 外国為替業務、G. 社債受託及び登録業務、H. 金融先物取引等の受託等業務

取り扱っておりません。

### I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務 (ロ) 代理業務 (ハ) 国、地方公共団体の公金取扱業務  
全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、  
(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務など  
(ニ) 保護預り及び夜間金庫業務 (ホ) 両替業務 (ヘ) 保険の窓口販売業務 (ト) 電子債権記録業務

## 商品・各種サービスのご案内

### 主な預金商品

| 商 品 名                            | 内 容                                                           | 期 間 等                      | お 預 入 額               |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 総 合 口 座                          | 一冊の通帳に普通預金、定期預金、自動融資をセットした便利な口座です。                            | —                          | —                     |
| 普 通 預 金                          | 給与、年金のお受け取り、公共料金の自動支払など、お気軽にご利用いただけます。                        | 出 し 入 れ 自 由                | 1 円 以 上               |
| 定 期 預 金                          | 必要などときには定期預金の90%、最高900万円まで自動的に融資がご利用いただけ、不意の出費にも安心です。         | 1 か 月 以 上                  | 1 万 円 以 上             |
| 無 利 息 型 普 通 預 金<br>( 決 済 用 預 金 ) | 預金保険制度による全額保護をご希望される方のための預金です。<br>普通預金と同様にご利用いただけますが無利息となります。 | 出 し 入 れ 自 由                | 1 円 以 上               |
| 当 座 預 金                          | 主に会社等のお取引にご利用いただく預金です。小切手・手形をご利用いただけます。                       | 出 し 入 れ 自 由                | 1 円 以 上               |
| 通 知 預 金                          | 短期の余裕資金の運用に最適です。 お引き出しの2日前までにご連絡下さい。                          | 7 日 以 上                    | 1,000円以上              |
| 納 税 準 備 預 金                      | 納税のための預金です。お利息に税金がかかりませんので、大変有利です。                            | 納 税 の 際 の<br>お 引 き 出 し     | 1 円 以 上               |
| 新 型 期 日 指 定 定 期 預 金              | 1年複利のお得な定期預金です。1年間の据置期間経過後は、1か月前までのご連絡でお引き出しいただけます。           | 最 長 3 年<br>( 据 置 期 間 1 年 ) | 100円 以 上<br>300万円 未 満 |
| ス ー パー 定 期 預 金                   | まとまったお金を増やす、有利かつ安全な定期預金で、単利型と複利型（3年以上5年以内、個人に限りま。）があります。      | 1 か 月 以 上<br>5 年 以 内       | 100円 以 上              |
| 大 口 定 期 預 金                      | まとまったお金を大きく増やす、お利息の有利な定期預金です。                                 | 1 か 月 以 上<br>5 年 以 内       | 1,000万円以上             |
| 定 期 積 金                          | 目的に合わせて計画的に毎月積み立ていただけます。                                      | 6 か 月 以 上<br>7 年 以 内       | 1,000円 以 上            |

### 個人ローン商品

| 商 品 名           | 内 容                                              | 期 間 等                      | ご 融 資 額              |
|-----------------|--------------------------------------------------|----------------------------|----------------------|
| 保 証 付 住 宅 ロ ー ン | 住宅の新築、増改築、マンションの購入、土地の購入等マイホームの為にローンです。          | 2年以上<br>40年以内              | 100万円以上<br>2億円以内     |
| 中 古 住 宅 ロ ー ン   | 中古住宅または中古マンションの購入資金及び購入に係るリフォーム資金にご利用いただけるローンです。 | 1年以上<br>20年以内              | 200万円以上<br>1,500万円以内 |
| 教 育 ロ ー ン       | 入学金、授業料など学校に納める学費のほか、下宿代などの仕送資金にもご利用いただけるローンです。  | 1年以上15年以内<br>(据置期間6年9か月以内) | 5万円以上<br>1,000万円以内   |
| マイカーローン         | 自家用車購入資金、車検・修理費用、運転免許取得費用等にご利用いただけるローンです。        | 1年以上<br>10年以内              | 5万円以上<br>1,000万円以内   |
| カードローン          | 限度額以内で、いつでも必要な金額を気軽にカードでお引き出しできます。               | 自動更新                       | 1,000円以上<br>500万円以内  |
| フリーローン          | お使い道が自由なローンです。旅行、レジャー、ショッピング等資金使途は特に制限されておりません。  | 6か月以上<br>10年以内             | 10万円以上<br>500万円以内    |
| その他各種ローン        | 様々なニーズに対応できるよう各種ローンをご用意しております。詳しくは、窓口にてご相談を承ります。 | 商品ごとに異なります                 |                      |

| 種 類                   | 内 容                                                                                |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| キ ャ ッ シ ュ サ ー ビ ス     | キャッシュカード1枚で空知しんくみの本支店、全国の提携金融機関のATMでご利用いただけます。                                     |
| デ ビ ッ ト カ ー ド サ ー ビ ス | 「J-Debit」(ジェイデビット)のマークがある加盟店で、キャッシュカードによりお買物やご飲食のお支払いをお客様の口座からその場で精算できるサービスです。     |
| ク レ ジ ッ ト カ ー ド       | お買物・ご飲食・レジャーがキャッシュレスでご利用になれる各種クレジットカード(オリコ・JCB等)のお取扱いをいたします。                       |
| 公 共 料 金 等 自 動 支 払     | 電気料・電話料・水道料・ガス料金・NHK受信料などの公共料金や、税金、各種クレジット、保険料などをご指定の預金口座から自動的にお支払いいたします。          |
| 給 与 振 込               | 毎月のお給料やボーナスがご指定の口座に自動的に振り込まれ、安心してお受け取りいただけます。                                      |
| 年 金 自 動 受 取           | 大切な年金が一度の手続きでご指定の口座に自動的に振り込まれ、安心してお受け取りいただけます。<br>また、優遇金利の定期預金(「笑・蓄・倍」)もご利用いただけます。 |
| ビ ジ ネ ス バ ン キ ン グ     | インターネットを通じて預金残高や入出金明細などの確認、資金移動(振込・振替)や給与・賞与振込などがご利用いただける法人及び個人事業主様向けの便利なサービスです。   |
| 職 場 サ ポ ー ト 契 約       | 当組合とご契約いただいた企業等にお勤めの皆様がご利用いただけるサービスで、通常より金利を優遇した預金やローン商品をご用意しております。                |

[illegible][illegible][illegible]

## 空知商工信用組合 住宅ローン

# 特別金利 キャンペーン

組合限定商品





※組合員限定  
※最大40年

### 最優遇金利

▶ 全通銀協保証付住宅ローン

| 返済期間        | 固定金利  |
|-------------|-------|
| 10年・15年・20年 | 1.35% |
| 25年・30年     | 1.50% |

▶ 宅建士ローン（プロパー）※ 不動産保証付住宅ローン

| 返済期間        | 固定金利  |
|-------------|-------|
| 10年・15年・20年 | 1.50% |
| 25年・30年     | 1.65% |

### 段階固定型

返済の大半が元金で済む！  
金利の低い期間で返済し、  
金利の上がる期間で返済に有利になる  
お借ぎと返済額とが変化する。

# 15年

当初固定期間

※ 金利変動率 0.50%（変動金利）※ 返済期間 10年・15年・20年・25年・30年

※ 返済方法 元金均等返済 ※ 返済開始時期 返済開始後1年・2年・3年・5年・7年・10年・15年・20年・25年・30年

※ 返済額 返済額1万円以上 ※ 返済回数 返済回数100回以上 ※ 返済開始時期 返済開始後1年・2年・3年・5年・7年・10年・15年・20年・25年・30年

※ 返済額 返済額1万円以上 ※ 返済回数 返済回数100回以上 ※ 返済開始時期 返済開始後1年・2年・3年・5年・7年・10年・15年・20年・25年・30年

07



## 各種手数料一覧表 (令和7年6月末現在)

※各手数料は、消費税込みで記載しております。

## ◆振込手数料(1件につき)

|                     |                                |                | 当 組 合<br>(同一店内扱) | 当 組 合<br>(本 支 店 扱) | 他 行 宛 |      |
|---------------------|--------------------------------|----------------|------------------|--------------------|-------|------|
| 電<br><br>信<br><br>扱 | 窓 口 利 用                        |                | 3万円未満            | 110円               | 220円  | 550円 |
|                     |                                |                | 3万円以上            | 220円               | 440円  | 770円 |
|                     | ATM<br>利用<br>(※)               | キャッシュ<br>カード振込 | 3万円未満            | 110円               | 110円  | 275円 |
|                     |                                |                | 3万円以上            | 220円               | 220円  | 385円 |
|                     |                                | 現 金 振 込        | 3万円未満            | 110円               | 110円  | 385円 |
|                     |                                |                | 3万円以上            | 220円               | 330円  | 550円 |
|                     | 文 書 扱 ( 交 換 ・ 郵 便 )<br>窓 口 利 用 |                | 3万円未満            |                    |       | 495円 |
|                     |                                |                | 3万円以上            |                    |       | 660円 |

※平日の午後3時以降と、土・日・祝祭日のお振込は翌営業日のお取扱いとなります。  
※店舗によりお取扱いが異なります。

## ◆ATM利用手数料(1件につき)

## 【当組合ATM利用】

| 曜 日        | 利 用 時 間     | カードの種類              |      |                  |                  |
|------------|-------------|---------------------|------|------------------|------------------|
|            |             | 当組合カード<br>(預入) (支払) |      | 郵貯カード<br>(預入・支払) | 他行カード<br>(預入・支払) |
| 平 日        | 8:45~18:00  | 無 料                 | 無 料  | 110円             | 110円             |
| 土 曜 日      | 9:00~14:00  | 無 料                 | 無 料  | 110円             | 110円             |
|            | 14:00~15:00 | 無 料                 | 110円 | 220円             | 220円             |
| 日・祝<br>年 末 | 9:00~15:00  | 無 料                 | 110円 | 220円             | 220円             |

## 【イオンスーパーセンター三笠店出張所ATM利用】

| 曜 日        | 利 用 時 間     | カードの種類              |      |                  |                  |
|------------|-------------|---------------------|------|------------------|------------------|
|            |             | 当組合カード<br>(預入) (支払) |      | 郵貯カード<br>(預入・支払) | 他行カード<br>(預入・支払) |
| 平 日        | 9:00~18:00  | 無 料                 | 無 料  | 110円             | 110円             |
|            | 18:00~19:00 | 無 料                 | 110円 | 220円             | 220円             |
| 土 曜 日      | 9:00~14:00  | 無 料                 | 無 料  | 110円             | 110円             |
|            | 14:00~17:00 | 無 料                 | 110円 | 220円             | 220円             |
| 日・祝<br>年 末 | 9:00~17:00  | 無 料                 | 110円 | 220円             | 220円             |

## 【セブン銀行ATM(セブンイレブン・セブン&amp;アイ・ホールディングス等)利用】

| 曜 日        | 利 用 時 間    | 当組合カード(預入・支払) |
|------------|------------|---------------|
| 平 日        | 8:45~18:00 | 無 料           |
|            | 上記以外の時間    | 110円          |
| 土 曜 日      | 9:00~14:00 | 無 料           |
|            | 上記以外の時間    | 110円          |
| 日・祝<br>年 末 | 全 日        | 110円          |

## 【北海道銀行ATM利用】

| 曜 日        | 利 用 時 間     | 当組合カード(支払のみ) |
|------------|-------------|--------------|
| 平 日        | 8:45~18:00  | 無 料          |
|            | 8:00~ 8:45  | 110円         |
|            | 18:00~21:00 | 110円         |
| 土 曜 日      | 8:00~21:00  | 110円         |
| 日・祝<br>年 末 | 8:00~21:00  | 110円         |

## ◆特殊扱諸手数料

|             |       | 本 支 店 | 他 行  |
|-------------|-------|-------|------|
| 送金・振込組戻し手数料 | 1件につき | 880円  | 990円 |
| 送金・振込訂正手数料  | 1件につき | 880円  | 990円 |
| 取立手形組戻し手数料  | 1通につき | 880円  | 990円 |
| 不渡手形返却手数料   | 1通につき | 880円  | 990円 |
| 取立手形店頭呈示料   | 1通につき | 880円  | 990円 |

## ◆代金取立手数料(1通につき)

| 同 一 手 形 交 換 所 内                  | 同 一 手 形 交 換 所 以 外 |           |           |
|----------------------------------|-------------------|-----------|-----------|
|                                  | 当組合本支店宛           | 他 行 普 通 扱 | 他 行 至 急 扱 |
| 無 料<br>※割引手形・担保手形に<br>ついては1通220円 | 440円              | 630円      | 770円      |

## ◆ビジネスバンキング手数料【月額基本手数料】

| ご 利 用 内 容                    | 手 数 料  |
|------------------------------|--------|
| オ ン ラ イ ン 取 引                |        |
| デ ー タ 伝 送 取 引<br>(オンライン取引含む) | 1,980円 |

## 【ビジネスバンキングによる振込手数料(1件につき)】

| 取 引 内 容       | 当 組 合<br>(同一店内宛) | 当 組 合<br>(本支店宛) | 他 行 宛 |
|---------------|------------------|-----------------|-------|
| 振 込 ・ 振 替     | 3万円未満            | 無 料             | 275円  |
|               | 3万円以上            | 無 料             | 385円  |
| 総 合 振 込       | 3万円未満            | 無 料             | 275円  |
|               | 3万円以上            | 無 料             | 385円  |
| 給 与 (賞 与) 振 込 | 3万円未満            | 無 料             | 無 料   |
|               | 3万円以上            | 無 料             | 無 料   |

## ◆保護預り手数料

|               |        |
|---------------|--------|
| 1 件 に つ き 年 額 | 2,640円 |
|---------------|--------|

## ◆定額自動振込による手数料

|        | 当組合(同一店内扱) | 当組合(本支店扱) | 他 行 宛 |
|--------|------------|-----------|-------|
| 定額自動振込 | 110円       |           | 440円  |

## ◆小切手・手形帳等発行手数料

|                 |           |        |
|-----------------|-----------|--------|
| 小 切 手 帳         | 1冊(50枚)   | 1,320円 |
| 約束手形・為替手形帳      | 1冊(50枚)   | 1,320円 |
| 専用約束手形取扱手数料     | 割賦販売通知書1通 | 5,500円 |
| 専 用 約 束 手 形 用 紙 | 1枚        | 1,100円 |
| 自 己 宛 小 切 手     | 1枚        | 550円   |
| 金融機関借入用約束手形     | 1枚        | 220円   |

## ◆残高証明手数料

|                       |       |        |
|-----------------------|-------|--------|
| 残高証明書発行手数料(預金・融資・出資金) | 1通につき | 330円   |
| 監査法人指定様式・所定用紙以外での証明書  | 1通    | 1,100円 |
| 融 資 証 明 書 発 行 手 数 料   | 1通    | 5,500円 |

## ◆夜間金庫手数料

|                       |        |         |
|-----------------------|--------|---------|
| ご利用手数料(1契約先カバン3個まで)   | 1か月    | 16,500円 |
| 入 金 カ バ ン の 追 加       | 1個/1か月 | 1,100円  |
| 入 金 カ バ ン の 破 損 ・ 喪 失 | 1個     | 4,400円  |
| 投入口鍵・入金カバン鍵の破損・喪失     | 1個     | 2,200円  |

※一部、設置されていない店舗があります。

## ◆住宅ローン手数料

|                          |                 |        |          |
|--------------------------|-----------------|--------|----------|
| 取扱手数料<br>(非保証)           | 新規、中古、リフォーム、借換等 | 1千万円未満 | 55,000円  |
|                          |                 | 1千万円以上 | 110,000円 |
| 全額繰上返済・<br>一部繰上返済(都度)    | 返済元本額10万円以上     | 5,500円 |          |
|                          | 返済元本額10万円未満     | 無料     |          |
| 一部繰上返済後の残高<br>に対する返済条件変更 | 返済後元本額10万円以上    | 5,500円 |          |
|                          | 返済後元本額10万円未満    | 無料     |          |

※繰上返済については、当初借入日からの経過期間が1年未満の場合は無料となります。

## ◆不動産担保事務取扱手数料

|                                                 |         |
|-------------------------------------------------|---------|
| 不動産担保にかかる設定契約(1件につき極度額または債権額)<br>※全国保証の住宅ローンは除く | 55,000円 |
| 追加設定及び極度額・被担保債権の範囲・順位変更等(1件)                    | 22,000円 |

## ◆両替手数料 &lt;お取扱1件あたり&gt;

## 【不定期ご利用の場合】(硬貨・紙幣合算・店頭・訪問共通)

| ご希望金種への両替枚数           | 手数料                      |
|-----------------------|--------------------------|
| 1~100枚                | 無 料                      |
| 101~1,000枚            | 330円                     |
| 1,001枚以上<br>枚数の端数は切上げ | 330円に1,000枚ごと<br>220円を加算 |

※次の場合は無料とさせていただきます。

- ①100枚以下の両替 ②汚損した紙幣、硬貨の交換  
③記念硬貨の交換

## 【定額サービスご利用の場合】(硬貨・紙幣合算) &lt;1か月あたり&gt;

| ご 利 用 内 容   | 手 数 料                        |
|-------------|------------------------------|
| 月 極 定 額 利 用 | 両替回数、両替枚数にかかわらず<br>月額11,000円 |

※定額サービスご利用は店頭でのみの扱いとなります。

## ◆大量硬貨入金・支払手数料(店頭・訪問共通) &lt;お取扱1件あたり&gt;

| 硬貨入・出金枚数              | 手数料                      |
|-----------------------|--------------------------|
| 1~300枚                | 無 料                      |
| 301~1,000枚            | 330円                     |
| 1,001枚以上<br>枚数の端数は切上げ | 330円に1,000枚ごと<br>220円を加算 |

※紙幣、硬貨を同時に入・出金する場合は硬貨のみの枚数を算出基準とします。

※複数回に分けて入・出金を行う場合及び2枚以上の入・出金票により入・出金を行う場合は合計した硬貨枚数を算出基準とします。

※上記の入金時に適用となる商品は当座預金・普通預金・貯蓄預金・納税準備預金です。

※上記の出金時に適用となる商品は当座預金・普通預金・貯蓄預金です。



## ■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

### 1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は中小零細企業や小規模事業者など地元のお客様への円滑な対応に努めており、コンサルティング機能の一層の発揮による経営支援の強化や経営課題の改善に親身になって取組んでまいります。

#### ◆ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合は平成24年11月5日に「経営革新等支援機関」として認定を受け、中小零細企業および小規模事業者などに対して、より一層専門性の高い支援の継続および専門家の派遣による指導・助言も行える態勢としております。

#### ◆ 中小企業の経営支援に関する取組状況

当組合は、取引先等へのコンサルティング機能強化の一策として、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」、「北海道中小企業支援ネットワーク」に参加しております。

#### 【創業・新事業支援の取組】

当組合は、株式会社日本政策金融公庫と平成26年に「創業支援及び再生支援に関する覚書」「中小企業支援に関する覚書」を締結し、協調融資の推進などの取組みを進めてまいりましたが、平成29年8月より創業融資可能性の拡大、ひいては地域経済の活性化のために、創業支援に係る協調融資商品「用意どん（よいいどん）」の取扱いを開始しました。

#### 【成長段階における支援取組】

当組合は、地域の事業者に対して、道内信用組合統一商品「しんくみアシスト7」及び北海道・各市町村制度融資を提案する等、成長段階における支援に取組んでおります。

#### 【経営改善・事業再生支援取組】

当組合は、平成29年8月より経営改善支援の融資可能性の拡大、ひいては地域経済の活性化のために、経営改善支援商品である「助太刀（すけだち）」の取扱いを開始し、資金面での支援に加え、経営改善計画策定のアドバイス等によるサポートで、企業の維持力の向上を図っております。

### 2. 地域密着型金融推進計画に関する推進状況

当組合の地域密着型金融の取組みは、1.「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、2.「地域の面的再生への積極的な参画」、3.「地域や利用者に対する利便性の向上や積極的な情報発信」であり、令和6年4月～令和7年3月までの取組状況は次の通りとなっております。

#### 令和6年4月～令和7年3月までの推進状況

##### (1) 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

###### ① 創業・新規事業支援

- ・信用保証協会の「創業関連保証」(8件)および「創業支援『用意どん』」(3件)を活用し、創業・新規事業への支援を行いました。
- ・「2024しんくみ食のビジネスマッチング展」に当組合取引先1社出展し、オンライン展示・個別商談会に参加しました。
- また、「2024しんくみ物産展」にも取引先1社が出展しました。

###### ② 経営改善支援

- ・令和6年度企業再生支援先はランクアップ支援・事業承継支援を中心に取組みました。事業承継支援は進展がなかったものの、ランクアップ支援は業績改善が見られた先もあり一定の成果が得られたものと認識しております。

###### ③ 事業再生支援

- ・信用保証協会の専門家派遣事業を活用し、コンサルティング機能の発揮に努めました。また、所管部職員が参加した各種セミナーの資料を情報共有し、相談機能の強化に努めました。

###### ④ 事業承継支援

- ・北海道事業承継・引継ぎ支援センターの事業承継診断シートを活用し、事業承継支援を実施しました。(55件)
- ・北海道事業承継・引継ぎ支援センターの専門家派遣を1件実施しました。

###### ⑤ 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資への取組み

- ・個人保証に過度に依存しない融資の取組みである「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況について、新規に無保証で融資した件数は475件の取り扱いとなりました。
- ・北海道信用保証協会との協調融資商品「スクラム5000」は36件の取り扱いとなりました。

##### ⑥「目利き機能」の発揮に向けた取組み

- ・北海道信用組合協会主催研修会について、令和6年度は全12講座(23名参加)を2～3日間実施しました。
- ・組合内研修について、令和6年度は対面形式で16講座(121名参加)、リモート形式2講座(48名参加)実施しました。
- ・銀行業務検定試験(年3回)について、令和6年度は80名の職員が受験し内46名が合格しました。

##### (2) 地域の面的再生への積極的な参画

- ① 成長分野の育成や産業集積による高付加価値化などの地域の面的再生に向けた取組みへの積極的な参画
- ・徐々に各地のイベント等への参加を再開し、地域との交流機会が増加しております。
- ・各自治体等と連携し、中小事業者の支援に努めました。

##### (3) 地域や利用者に対する利便性の向上や積極的な情報発信

- ① 顧客・組合員の意見・ニーズを経営改善につなげる態勢の強化(地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立)
- ・北海道信用組合協会主催研修会について、令和6年度は全12講座(23名参加)を2～3日間実施しました。
- ・接遇研修(新人)については、外部講師による研修を実施しました。(6名参加)
- ② 地域貢献等に関する情報開示
- ・「地域密着型金融推進計画」(令和5年度)の推進結果をディスクロージャー誌及びホームページで公表いたしました。
- ・地域貢献活動等については、ディスクロージャー誌及び上半期経営情報誌に掲載しているほか、当組合ホームページでも公表いたしました。

## 地域貢献

当組合は、地域のイベントや福祉活動にも積極的に参加し、地域の皆さまとのふれあいを大切にしております。  
今後も地域活動を通じ「人と人」との繋がりを大切にしていまいります。

### ▶ 地域のイベント・お祭り等への参加

当組合は、徐々に各地のイベント等への参加を再開しております。今後も様々な状況に配慮のうえ、地域の皆さまとの交流を深めてまいります。

| 活動内容                      | 主な参加行事                      |                                                 |                                                  |                  |                    |
|---------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------|--------------------|
| 地域のお祭り<br>イベントへの<br>参加・協力 | 美唄ブラックダイヤモンドホームゲーム<br>(美唄市) | ブラダイ感謝祭2024(美唄市)                                | 第72回びばい雪んこまつり                                    | 年金街頭啓発(美唄市)      | 春のクリーン作戦(美唄市)      |
|                           | びばい子チャリティーパーティー<br>(美唄市)    | びばい歌舞裸まつり(美唄市)                                  | 4条通り商店街花苗植栽(岩見沢市)                                | ドカ雪まつり(岩見沢市)     | 百餅祭り(岩見沢市)         |
|                           | 多賀町商店会花植え・清掃活動<br>(三笠市)     | 花いっぱい運動(砂川市)                                    | 奈井江町一斉クリーン作戦                                     | ないえふれあい祭り(奈井江町)  | 奈井江産業まつり           |
|                           | くりやま夏まつり(栗山町)               | 燃えれ!!わが街2024(札幌市)                               | 雁穂deBON(札幌市)                                     | 町内会夏祭り(札幌市)      | 商店街 花壇作り(滝川市)      |
|                           | 交通安全運動街頭啓発(滝川市)             | KAYAGINIまつり(滝川市)                                | 春らんまんフェスタ(赤平市)                                   | あかびら火まつり(赤平市)    | 茂尻商工業祭(赤平市)        |
|                           | キラキラフェスタあしべつ(芦別市)           | 北海へそ祭り(富良野市)                                    |                                                  |                  |                    |
| 地域でのお祭り<br>イベントへの協賛       | 美唄ブラックダイヤモンドホームゲーム<br>(美唄市) | ブラダイ感謝祭2024(美唄市)                                | 第33回ビババイオヘルシーロードレース兼<br>第29回美唄市ハーブマラン大会<br>(美唄市) | 美唄市文化連盟祭         | いわみざわ公園花火大会(岩見沢市)  |
|                           | ドカ雪まつり(岩見沢市)                | みかさまちなか寄ツク市(三笠市)                                | 三笠北海盆盆おどり(三笠市)                                   | みかさ桂沢もみじ祭(三笠市)   | 砂川納涼花火大会(砂川市)      |
|                           | 栗山天満宮秋季例大祭(栗山町)             | 第4回札幌バイオリアライオンズクラブ<br>ワールドプレミア野球大会U-12<br>(札幌市) | 雁穂deBON(札幌市)                                     | KAYAGINIまつり(滝川市) | たきかわ納涼盆踊り花火大会(滝川市) |
|                           | チャリティープロレスin江部乙(滝川市)        | 滝吹サポーター(滝川市)                                    | ランターンフェスティバル(滝川市)                                | 赤平市民火火大会         | 茂尻商工業祭(赤平市)        |
|                           | ふらの花火大会(富良野市)               | 五条商店会初売り(富良野市)                                  | ふらのスキー祭り(富良野市)                                   |                  |                    |

### ▶ 「しんくみ会」

当組合では、各支店のお客さま方に「しんくみ会」という後援会を組織いただいております。  
様々な活動を通じて、会員相互の親睦を深めていただいているほか、地域の活性化にも寄与しております。

【地域のお祭り】



北海へそ祭り(富良野市)に参加しました。

【しんくみ会】



パークゴルフ大会(本店営業部:美唄市)を開催しました。

### ▶ 各種会議・セミナー等への参加

「食クラスター連携協議体」等へ参加しております。

### ▶ 地域貢献に資する商品

- ◆ 定住促進住宅ローン  
移住・定住促進事業などの住宅関連補助金受給者の方を  
対象に特別金利の住宅ローンをお取り扱いしております。
- ◆ 子育て応援定期積金  
地元にお住まいの子育て世代の方を応援する優遇金利の  
定期積金をお取り扱いしております。

### ▶ 認知症サポーターの養成

当組合役職員は積極的に認知症サポーター養成講座を受講しております。

### ▶ 取引先等支援

取引先等へのコンサルティング機能強化の一策として、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」、「北海道中小企業支援ネットワーク」に参加しているほか、道内信用組合統一融資商品である「しんくみアシスト7」を取扱いしております。

### ▶ 創業支援、事業再生等における業務提携

創業支援…株式会社 日本政策金融公庫と平成15年7月に業務提携しております。  
日本政策金融公庫札幌北支店と平成26年6月に連携協定を締結しております。  
事業再生…株式会社 商工組合中央金庫と平成15年7月に業務提携しております。  
日本政策金融公庫札幌北支店と平成26年6月に連携協定を締結しております。  
経営改善支援…日本政策金融公庫札幌北支店と平成26年6月に連携協定を締結しております。  
新事業育成等…株式会社 日本政策金融公庫と平成16年5月に業務提携しております。



## 地域貢献

### ▶ 職場サポート契約

地域の中小企業等のお客さまの福利厚生を支援する取組みとして、職場サポート契約の取り扱いを行っております。職場サポート契約とは、契約を締結いただいた企業等にお勤めの方へ様々な優遇サービス・商品を提供することにより、企業の福利厚生面や、お勤めの方の生活の充実などをサポートする制度であり、中小企業支援・地域貢献施策として積極的に取り組んでおります。

### ▶ 募金運動

当組合は、盲導犬を育成するために北海道盲導犬協会が取り組んでいる「ミーナの募金箱」による募金活動の趣旨に賛同し、平成22年度から15年間継続して、しんくみの日週間（「しんくみの日」である9月3日を含む前後1週間）に「ミーナの募金箱」を各営業店窓口へ設置し、地域住民及び当組合役職員から幅広く寄付金を募り、北海道盲導犬協会に贈呈しております。



### ▶ 社会貢献機能付「しんくみピーターパンカード」の取扱い

当組合は、全国信用協同組合連合会が株式会社オリエントコーポレーションと提携した、社会貢献機能を有するクレジットカード「しんくみピーターパンカード」を取扱い、お客さまにご利用いただいています。

このカードは、お客さまが買い物等でご利用されたカード代金の0.5%相当額が、各地域の信用組合協会が選定した福祉関連諸団体等に寄付されており、子どもたちの健全育成や難病の子どもたちを支援することに役立っています。



### ▶ 特殊詐欺被害防止

当組合ではお客さまが特殊詐欺被害に遭わないよう未然防止に取り組んでおります。

依然として多くの方が被害に遭われており、場合によっては警察官の方と一緒に話を伺うなど、ご不便をお感じになる場面もあるかもしれませんが、お客さまの大切な財産をお守りするため、何卒ご理解のうえご協力賜りますようお願い申し上げます。

### ▶ 道内信用組合統一運動

- ・献血運動 献血サポーターへ参加し、当組合役職員が献血活動を行いました。
- ・安全・安心どさんど運動 こども110番店舗として本運動に参加しております。

### ▶ 地方創生に係る連携協定

平成28年5月に美幌市、7月に富良野市、10月に三笠市、11月に砂川市、平成30年1月に上富良野町と連携協定を締結しております。また、クラウドファンディングを活用し、地方創生に貢献する事を目的として平成27年10月にミュージックセキュリティーズ株式会社と、平成29年3月に株式会社 Act Nowと業務提携契約を締結しております。

### ▶ 高齢者のための見守り活動に関する協定

令和4年8月に美幌市と相互に協力し、高齢者の孤立の防止及び支援の必要な方を把握することにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにすることを目的とし、連携協定を締結しております。

### ▶ 空知しんくみSDGs宣言

令和4年5月、SDGs（持続可能な開発目標）への対応にかかる基本的な考え方として、「空知しんくみSDGs宣言」を行いました。引き続き、地域経済の発展と持続可能な社会の実現に向けた取組みを推進してまいります。

## 空知しんくみ SDGs宣言

当組合は、地域に親しまれ、頼れる金融機関を目指し、「地域の特性及び顧客目線に立った金融サービスの提供」、「地域の発展に貢献できる人材の育成」、「堅実経営を徹底し財務基盤の強化」を経営方針に掲げて、地域経済の発展に貢献する取り組みを行っております。

引き続き、地域経済の発展と持続可能な社会の実現に向けた取組を行い、ここに「空知しんくみSDGs宣言」をいたします。

令和4年5月20日  
空知商工信用組合

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





# 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について・《各種態勢編》

## 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

### ▶「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため『「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

### ▶「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

|                                                             | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-------------------------------------------------------------|--------|--------|
| 新規に無保証で融資した件数                                               | 508件   | 475件   |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合                                    | 44.14% | 41.16% |
| 保証契約を解除した件数                                                 | 76件    | 32件    |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数<br>(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り) | 0件     | 0件     |

## リスク管理態勢

### 統合的リスク管理

金融機関の抱えるリスクは多様化しております。当組合は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、自己責任原則に基づく健全経営、及び安定した収益を確保するための体質強化に取り組み、バランスのとれた経営を目指しております。

当組合では、「統合的リスク管理規程」、「統合的リスク管理方針」を定め、各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、ALMシステム等を活用し経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保するべく、リスク管理態勢の充実・強化に努めております。

### 信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先が条件どおりの債務履行ができなくなる等により当組合が損失を被るリスクのことをいいます。

与信審査は、業務推進部門から完全に独立した審査管理部が担当し、相互牽制体制を確立しているとともに、当組合の定める審査基準に基づいて厳正かつ適切な審査を行っております。

また、資産の自己査定については、厳正に実施しており、所管部署による1次査定、審査管理部による2次査定、監査部による検証を経て常務会で最終決定を行い、資産内容を厳正にチェックし、償却・引当を実施し資産の健全化に努めております。

### 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替及び株式等の様々な市場のファクター（危険要素）の変動により損失を被るリスクのことをいいます。

余裕資金運用は、総務部が担当し常務会において執行決定しており、当組合の定める「市場関連リスク管理規程」に基づいて資産の健全性の維持と収益性の向上に努めており、運用方針等を策定しているほか、定期的に各種分析やシミュレーションを実施しております。

### 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せず資金繰りが悪化したり、不利な条件での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。

資金繰りについては、総務部が担当し、当組合の定める「流動性リスク管理規程」に基づき、効率的な運用と十分な資金の確保に努めております。

### オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは金融機関の業務の過程及び役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または、外生的な事象等により、損失を被るリスクをいいます。

オペレーショナル・リスクの統括管理は事務部が担当しており、「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、分析や評価等を実施し、リスク発生の未然防止に努めております。

当組合では、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスクに区分しており、そのうち事務リスク及びシステムリスクについては以下の通り管理しております。

#### ▶事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正等により損失が発生するリスクのことをいいます。

当組合は「事務リスク管理規程」に基づき、事務処理における正確性の確保に努めているほか、監査部による内部監査及び定例自店検査等の実施により、牽制機能を確保し、事故等の未然防止に努めております。

#### ▶システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備及び不正利用等により損失を被るリスクのことをいいます。

当組合は、信用組合業界の共同オンラインシステム（信組情報サービス㈱）を基本システムとして利用しているほか、「システムリスク管理規程」に基づき、情報資産の保護や各種システム障害発生時の適切な対応等に努めております。



## コンプライアンス(法令等遵守)態勢

「コンプライアンス」とは、法令等遵守という意味です。当組合は、コンプライアンスを金融機関としての公共的使命及び社会的責任を果たす上で、経営の最重要課題と位置付け取組んでおります。

当組合は、「行動綱領」、「コンプライアンス管理規程」及び「コンプライアンスマニュアル」等を制定しているほか、コンプライアンスに係る通信講座や検定試験の実施、定例的な職場内研修の開催などを通じ、役職員のコンプライアンス意識の徹底を図っており、コンプライアンス態勢の更なる充実・強化に努めております。

また、コンプライアンス担当者を本部各部室及び各営業店に配置し、職員への指導や法令等の遵守状況のチェックを実施しております。

### 当組合のコンプライアンス基本方針

#### 1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

- (1) 当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小零細企業者及び勤労者の金融の円滑化に努めます。
- (2) 当組合は、常にお客様へのサービス向上に努めることにより、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。

#### 2. 信頼の確保

- (1) 当組合は、常に各種法令・規則を遵守し、その精神を尊重します。
- (2) 当組合は、誠実・公正な行動により社会・顧客からの信頼の確保に努めます。

#### 3. 経営の透明性の確保

当組合は、常に組合員の皆様、地域社会、並びに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。

#### 4. 反社会的勢力との対決

当組合は、反社会的勢力の介入に対して、企業として断固として立ち向かい、これを排除します。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

#### 1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

#### 2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

#### 3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

#### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

#### 5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。



「岩見沢市 あやめ公園」



## 顧客保護等管理方針

当組合は、役職員に法令等の遵守を徹底し、当組合のお客様の利益保護及び利便性の向上を図り、お客様からの信頼を確保するため、次の事項に取り組んでまいります。

1. お客様への説明を要する全ての取引や商品について、お客様の取引目的、知識、経験、資産の状況等に応じた、適正な情報提供と商品説明を行います。
2. お客様からの苦情、相談について、迅速かつ誠実に対応するとともに、お客様の正当な利益の確保に努めます。
3. お客様の情報については、適法かつ適切な手段で取得します。  
取得した情報は、正当な理由無く、お客様に提示した利用目的の範囲を超えた取扱や、外部への情報提供は行いません。  
また、お客様の情報の正確性に努め、情報の漏えい防止のため、適切な安全管理措置を講じてまいります。
4. 当組合の業務を外部委託する場合は、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行する能力を有する者に委託し、お客様の情報管理、お客様への対応が適切に行われるよう努めます。
5. お客様との取引に伴い、お客様の利益が不当に害されることが無いよう、利益相反管理を適切に行い、業務を遂行します。

## 当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

以下の項目については、当組合ホームページに掲載しております。

## 個人情報保護宣言

## 金融商品に係る勧誘方針

## 利益相反管理方針

## 保険募集指針

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針



「安田侃彫刻美術館 アルテピアツツア美唄 「天沫」(てんもく) (作者:安田侃)」



## 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

### お客様からの苦情等お申し出の対応について

当組合は、お客様からの苦情等のお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、お客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、当組合の本支店またはお客様相談窓口でお受け致します。
2. お申し出頂いた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取扱い致します。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続き等の情報をご提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会の設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況などについては、総務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとったうえ、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容については、必要に応じ苦情等の発生原因を調査し、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

### 苦情処理措置

当組合では、お客様により一層のご満足頂けるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出下さい。（苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。）ご契約内容や商品に関する苦情等は、「お取引先店舗」または「お客様相談窓口」にお申し出ください。

#### 【空知商工信用組合 お客様相談窓口（総務部）】

電話番号：0126-62-6164

受付時間：午前9時～午後5時（祝日および当組合の休業日は除きます）

### 紛争解決措置

紛争の解決については、当組合の他、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。（詳しくは、当組合お客様相談窓口へご相談下さい。）

#### 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

電話番号：03-3567-2456 受付時間：午前9時～午後5時（祝日および協会の休業日は除きます）

札幌弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談窓口またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様から直接仲裁センター等へお申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等では、札幌及び東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：札幌及び東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停の具体的内容については仲裁センター等にご照会下さい。

| 名称              | 電話番号         | 名称              | 電話番号         |
|-----------------|--------------|-----------------|--------------|
| 札幌弁護士会 紛争解決センター | 011-251-7730 | 第一東京弁護士会 仲裁センター | 03-3595-8588 |
| 東京弁護士会 紛争解決センター | 03-3581-0031 | 第二東京弁護士会 仲裁センター | 03-3581-2249 |

※なお、保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

| 名称                          | 電話番号         |
|-----------------------------|--------------|
| そんぽADRセンター（一般社団法人 日本損害保険協会） | 0570-022808  |
| 生命保険相談所（一般社団法人 生命保険協会）      | 03-3286-2648 |

## 金融円滑化基本方針

### 1. 取組み方針

当組合は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

### 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

- (1) 当組合は、金融円滑化管理責任者及び関係部店に金融円滑化管理担当者を配置し金融円滑化管理の実効性を確保するための態勢整備に努めます。
- (2) 当組合は、お借入れ条件の変更等に関する相談窓口を各営業店に設置します。

(3) 当組合は、お客様に対する経営相談、経営指導及び経営改善に向けた取組みに努めます。

(4) 当組合は、お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）向上に努めます。

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当組合は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携に努めます。



## 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円・%)

| 区 分               |       | 残 高<br>(A) | 担保・保証額<br>(B) | 貸倒引当金<br>(C) | 保 全 率<br>(B+C)/(A) | 引 当 率<br>(C)/(A-B) |
|-------------------|-------|------------|---------------|--------------|--------------------|--------------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和5年度 | 495        | 105           | 389          | 100.00             | 100.00             |
|                   | 令和6年度 | 395        | 103           | 292          | 100.00             | 100.00             |
| 危 険 債 権           | 令和5年度 | 1,288      | 893           | 348          | 96.45              | 88.40              |
|                   | 令和6年度 | 1,192      | 816           | 349          | 97.73              | 92.82              |
| 要 管 理 債 権         | 令和5年度 | 63         | 6             | 2            | 14.55              | 4.88               |
|                   | 令和6年度 | 48         | 1             | 39           | 82.54              | 82.15              |
| 三月以上延滞債権          | 令和5年度 | —          | —             | —            | —                  | —                  |
|                   | 令和6年度 | —          | —             | —            | —                  | —                  |
| 貸出条件緩和債権          | 令和5年度 | 63         | 6             | 2            | 14.55              | 4.88               |
|                   | 令和6年度 | 48         | 1             | 39           | 82.54              | 82.15              |
| 小 計               | 令和5年度 | 1,846      | 1,005         | 741          | 94.59              | 88.12              |
|                   | 令和6年度 | 1,637      | 920           | 681          | 97.83              | 95.04              |
| 正 常 債 権           | 令和5年度 | 59,423     |               |              |                    |                    |
|                   | 令和6年度 | 61,358     |               |              |                    |                    |
| 合 計               | 令和5年度 | 61,270     |               |              |                    |                    |
|                   | 令和6年度 | 62,995     |               |              |                    |                    |

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定返済日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(C)」には、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

## (単位:千円)

| ( 負 債 の 部 )         | 令和5年度末     | 令和6年度末     |
|---------------------|------------|------------|
| 預 金 積 金             | 84,801,785 | 80,792,904 |
| 当 座 預 金             | 629,499    | 653,530    |
| 普 通 預 金             | 28,336,187 | 25,997,030 |
| 貯 蓄 預 金             | 71,264     | 72,813     |
| 通 知 預 金             | 50,778     | 55,064     |
| 定 期 預 金             | 53,506,853 | 51,461,676 |
| 定 期 積 金             | 2,167,861  | 2,397,680  |
| そ の 他 の 預 金         | 39,341     | 155,108    |
| 譲 渡 性 預 金           | —          | —          |
| 借 用 金               | —          | —          |
| 借 入 金               | —          | —          |
| 当 座 借 越             | —          | —          |
| 売 渡 手 形             | —          | —          |
| コ ー ル マ ネ ー         | —          | —          |
| 売 現 先 勘 定           | —          | —          |
| 債券貸借取引受入担保金         | —          | —          |
| コマーシャル・ペーパー         | —          | —          |
| 外 国 為 替             | —          | —          |
| そ の 他 負 債           | 301,373    | 350,388    |
| 未 決 済 為 替 借         | 12,215     | 4,900      |
| 未 払 費 用             | 134,563    | 154,922    |
| 給 付 補 填 備 金         | 1,367      | 1,910      |
| 未 払 法 人 税 等         | 4,815      | 4,811      |
| 前 受 収 益             | 44,362     | 60,349     |
| 払 戻 未 済 金           | 20,183     | 42,930     |
| 職 員 預 り 金           | 73,372     | 68,957     |
| リ ー ス 債 務           | 4,277      | 2,810      |
| 資 産 除 去 債 務         | —          | —          |
| そ の 他 の 負 債         | 6,215      | 8,795      |
| 賞 与 引 当 金           | 25,579     | 26,473     |
| 役 員 賞 与 引 当 金       | —          | —          |
| 退 職 給 付 引 当 金       | 19,054     | 23,929     |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金   | 16,980     | 23,300     |
| 睡眠預金払戻損失引当金         | 7,448      | 5,987      |
| 偶 発 損 失 引 当 金       | 35,703     | 29,531     |
| 特 別 法 上 の 引 当 金     | —          | —          |
| 繰 延 税 金 負 債         | —          | —          |
| 再評価に係る繰延税金負債        | —          | —          |
| 債 務 保 証             | 2,000      | 8,332      |
| 負 債 の 部 合 計         | 85,209,923 | 81,260,845 |
| ( 純 資 産 の 部 )       |            |            |
| 出 資 金               | 2,377,220  | 2,337,609  |
| 普 通 出 資 金           | 877,220    | 837,609    |
| 優 先 出 資 金           | 1,500,000  | 1,500,000  |
| 優先出資申込証拠金           | —          | —          |
| 資 本 剰 余 金           | 721,331    | 721,331    |
| 資 本 準 備 金           | 721,331    | 721,331    |
| そ の 他 資 本 剰 余 金     | —          | —          |
| 利 益 剰 余 金           | 1,299,719  | 1,825,827  |
| 利 益 準 備 金           | 111,600    | 146,300    |
| そ の 他 利 益 剰 余 金     | 1,188,119  | 1,679,527  |
| 特 別 積 立 金           | 90,000     | 140,000    |
| (うち優先出資消却積立金)       | (90,000)   | (140,000)  |
| 当期末処分剰余金            | 1,098,119  | 1,539,527  |
| 自 己 優 先 出 資         | —          | —          |
| 自己優先出資申込証拠金         | —          | —          |
| 組 合 員 勘 定 計         | 4,398,270  | 4,884,769  |
| その他有価証券評価差額金        | 35,033     | 12,293     |
| 土 地 再 評 価 差 額 金     | —          | —          |
| 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 35,033     | 12,293     |
| 純 資 産 の 部 合 計       | 4,433,304  | 4,897,062  |
| 負債及び純資産の部合計         | 89,643,228 | 86,157,908 |



## 貸借対照表注記

- 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。(以下の注記も同様であります。)したがって、内訳とその合計額は相違する場合があります。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法(または部分純資産直入法)により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また主な耐用年数は次のとおりであります。

| 建物                                                                                      | 15年～39年 | その他 | 3年～15年 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|--------|
| 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用期間(5年)に基づいて償却しております。 |         |     |        |
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23百万円であります。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。
- また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

- 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

| 年金資産の額         | 249,416百万円 |
|----------------|------------|
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 211,033百万円 |
| 差引額            | 38,382百万円  |

- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
(令和5年4月1日 至令和6年3月31日) 0.553%

- 補足説明 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び財政上の剰余金48,278百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は利均等償却で、その償却残年数は8年となっております。なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

- 収益の計上方法について  
収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

- 重要な会計上の見積り  
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 761百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、当事業年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う業績悪化等を考慮し、一般貸倒引当金に71百万円、個別貸倒引当金に6百万円計上しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化し

た場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 621百万円

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一百万円

- 有形固定資産の減価償却累計額 1,347百万円

- 有形固定資産の圧縮記帳額 一百万円

- 貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は395百万円、危険債権額は1,192百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する貸出金及びこれらに準ずる貸出金であります。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った貸出金の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、三月以上延滞債権額は100百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は48百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は1,637百万円であります。

なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、95百万円であります。

- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 3,000百万円

上記資産は、借入金及び内国為替取引のための担保提供資産であります。

- 出資 1口当りの純資産額は1,112円1銭です。

- 金融商品の状況に関する事項

- (1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として営業地区内のお客様に対する貸出金であります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3)金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当組合は、貸出金事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

- (イ)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する取扱要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会においてALMに関する実施状況の把握・確認及び今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告し、今後の対応等の協議を行い、協議内容を常務会に報告しております。

- (ロ)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、毎事業年度の運用方針に基づき、常務会の監督の下、市場関連リスク管理規程等に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総合企画部を通じ、定期的に理事会、常務会及びALM委員会に報告されております。

- (ハ)市場リスクに係る定量的情報

当組合では、預け金、有価証券のうち債券、貸出金及び預金積金の市場リスク量をVaRにより月次で計測しており、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合の「有価証券・定期預け金」のVaRは分散共分散法(保有期間21日、信頼区間99%、観測期間1年)、「流動性預け金、貸出金、預金積金等」のVaRはモンテカルロ法(保有期間21日、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、令和7年3月31日現在で、当組合の市場リスク量は全体で104百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

|            | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額   |
|------------|----------|--------|------|
| (1) 預け金※1  | 18,207   | 18,223 | 15   |
| (2) 有価証券   |          |        |      |
| 満期保有目的の債券  | 1,486    | 1,440  | -46  |
| その他有価証券※2  | 2,220    | 2,220  | 0    |
| (3) 貸出金※1  | 62,952   |        |      |
| 貸倒引当金※3    | -761     |        |      |
|            | 62,191   | 62,372 | 180  |
| 金融資産計      | 84,105   | 84,255 | 149  |
| (1) 預金積金※1 | 80,792   | 80,210 | -582 |
| 金融負債計      | 80,792   | 80,210 | -582 |

※1 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

※2 その他有価証券については非上場株式を除いております。

※3 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券 有価証券の時価は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を採用しております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28. 以下に記載しております。

(3) 貸出金 貸出金は、以下の①②の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。  
①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（OISレート等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

預金積金 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（OISレート等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

| 区 分         | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| 非 上 場 株 式 ※ | 11       |
| 組 合 出 資 金 ※ | 269      |

※非上場株式、組合出資金（全信組連出資金等）は、企業会計基準適用指針（第19号第5項、第31号第24-16項）に基づき、時価開示の対象とはしていません。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」及び「その他の証券」が含まれております。以下31. まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

|                    | 貸借対照表計上額 | 時価    | 差額  |
|--------------------|----------|-------|-----|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  |          |       |     |
| 国債                 | —        | —     | —   |
| 地方債                | —        | —     | —   |
| 社債                 | —        | —     | —   |
| その他の               | —        | —     | —   |
| 小計                 | —        | —     | —   |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの |          |       |     |
| 国債                 | 1,186    | 1,156 | -30 |
| 地方債                | 300      | 284   | -15 |
| 社債                 | —        | —     | —   |
| その他の               | —        | —     | —   |
| 小計                 | 1,486    | 1,440 | -45 |
| 合 計                | 1,486    | 1,440 | -45 |

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

（単位：百万円）

|                      | 貸借対照表計上額 | 取得原価  | 差額 |
|----------------------|----------|-------|----|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |          |       |    |
| 株式                   | —        | —     | —  |
| 債券                   | 30       | 30    | 0  |
| 国債                   | —        | —     | —  |
| 地方債                  | 30       | 30    | 0  |
| 社債                   | —        | —     | —  |
| その他の                 | 324      | 300   | 24 |
| 小計                   | 355      | 330   | 25 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |          |       |    |
| 株式                   | —        | —     | —  |
| 債券                   | 1,665    | 1,673 | -8 |
| 国債                   | —        | —     | —  |
| 地方債                  | 154      | 156   | -2 |
| 社債                   | 1,511    | 1,517 | -6 |
| その他の                 | 199      | 200   | 0  |
| 小計                   | 1,865    | 1,873 | -8 |
| 合 計                  | 2,220    | 2,203 | 16 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

29. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

31. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

|      | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|------|------|---------|----------|------|
| 債券   | 505  | 1,490   | 1,186    | —    |
| 国債   | —    | —       | 1,186    | —    |
| 地方債  | —    | 484     | —        | —    |
| 社債   | 505  | 1,005   | —        | —    |
| その他の | 199  | 324     | —        | —    |
| 合 計  | 704  | 1,815   | 1,186    | —    |

32. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,941百万円であり、これらの契約は全て原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消し可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額を減額する事ができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の状況を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 繰延税金資産                |        |
| 税務上の繰越欠損金             | 123百万円 |
| 貸倒引当金                 | 180    |
| その他                   | 84     |
| 繰延税金資産小計              | 387    |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | -123   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | -246   |
| 評価性引当額小計              | -369   |
| 繰延税金資産合計              | 18     |
| 繰延税金負債                |        |
| その他有価証券評価差額金          | 4      |
| 繰延税金負債合計              | 4      |
| 繰延税金資産の純額             | 13百万円  |

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：百万円）

|              | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超 | 合計   |
|--------------|------|---------|---------|---------|-----|------|
| 税務上の繰越欠損金(a) | —    | 35      | —       | —       | 87  | 123  |
| 評価性引当額       | —    | -35     | —       | —       | -87 | -123 |
| 繰延税金資産       | —    | —       | —       | —       | —   | —    |

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。



## ● 損益計算書

(単位:千円)

| 科 目           | 令和5年度     | 令和6年度     |
|---------------|-----------|-----------|
| 経 常 収 益       | 1,418,736 | 1,635,970 |
| 資 金 運 用 収 益   | 1,359,340 | 1,478,783 |
| 貸 出 金 利 息     | 1,285,656 | 1,394,483 |
| 預 け 金 利 息     | 29,047    | 44,375    |
| 有価証券利息配当金     | 36,966    | 32,254    |
| その他の受入利息      | 7,670     | 7,670     |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 42,695    | 48,067    |
| 受入為替手数料       | 13,779    | 14,207    |
| その他の役務収益      | 28,915    | 33,860    |
| そ の 他 業 務 収 益 | 3,998     | 3,285     |
| 国債等債券売却益      | —         | —         |
| 国債等債券償還益      | —         | —         |
| その他の業務収益      | 3,998     | 3,285     |
| そ の 他 経 常 収 益 | 12,701    | 105,834   |
| 貸倒引当金戻入益      | —         | 93,183    |
| 償却債権取立益       | 230       | 250       |
| 株 式 等 売 却 益   | —         | —         |
| その他の経常収益      | 12,471    | 12,401    |
| 経 常 費 用       | 1,069,210 | 1,053,895 |
| 資 金 調 達 費 用   | 46,187    | 82,628    |
| 預 金 利 息       | 44,929    | 81,083    |
| 給付補填備金繰入額     | 890       | 1,171     |
| 譲渡性預金利息       | —         | —         |
| 借 用 金 利 息     | —         | —         |
| その他の支払利息      | 367       | 373       |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 57,624    | 59,495    |
| 支払為替手数料       | 5,004     | 5,078     |
| その他の役務費用      | 52,620    | 54,417    |
| そ の 他 業 務 費 用 | 7,895     | —         |
| 国債等債券売却損      | 7,890     | —         |
| 国債等債券償還損      | —         | —         |
| 国債等債券償却       | —         | —         |
| その他の業務費用      | 5         | —         |
| 経 費           | 937,344   | 899,231   |
| 人 件 費         | 565,007   | 556,917   |
| 物 件 費         | 340,848   | 312,041   |
| 税 金           | 31,487    | 30,273    |
| そ の 他 経 常 費 用 | 20,158    | 12,538    |
| 貸倒引当金繰入額      | 2,166     | —         |
| 貸 出 金 償 却     | —         | —         |
| 株 式 等 売 却 損   | —         | —         |
| 株 式 等 償 却     | —         | —         |
| その他資産償却       | 666       | 854       |
| その他の経常費用      | 17,325    | 11,684    |
| 経 常 利 益       | 349,525   | 582,075   |

(単位:千円)

| 科 目             | 令和5年度     | 令和6年度     |
|-----------------|-----------|-----------|
| 特 別 利 益         | 5,632     | —         |
| 固 定 資 産 処 分 益   | 5,632     | —         |
| そ の 他 の 特 別 利 益 | —         | —         |
| 特 別 損 失         | 1,501     | 3,626     |
| 固 定 資 産 処 分 損   | 1,501     | 3,626     |
| 減 損 損 失         | —         | —         |
| そ の 他 の 特 別 損 失 | —         | —         |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 353,656   | 578,448   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 6,471     | 6,459     |
| 法 人 税 等 調 整 額   | 261       | 2,822     |
| 法 人 税 等 合 計     | 6,732     | 9,282     |
| 当 期 純 利 益       | 346,923   | 569,166   |
| 繰越金(当期首残高)      | 751,195   | 970,361   |
| 当 期 末 処 分 剰 余 金 | 1,098,119 | 1,539,527 |

〈注記〉

- 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。(以下の注記も同様であります。)従って、内訳とその合計額は相違する場合があります。
- 出資一口当たりの当期純利益 304円48銭

## ● 剰余金処分計算書

(単位:千円)

| 科 目                        | 令和5年度     | 令和6年度     |
|----------------------------|-----------|-----------|
| 当 期 末 処 分 剰 余 金            | 1,098,119 | 1,539,527 |
| 剰 余 金 処 分 額                | 127,757   | 149,818   |
| 利 益 準 備 金                  | 34,700    | 57,000    |
| 資 本 準 備 金                  | —         | —         |
| 特 別 積 立 金                  | 50,000    | 50,000    |
| (うち優先出資消却積立金)              | 50,000    | 50,000    |
| 普通出資に対する配当金<br>(年1.00%の割合) | 8,857     | 8,618     |
| 優先出資に対する配当金<br>(年1.14%の割合) | 34,200    | 34,200    |
| 繰越金(当期末残高)                 | 970,361   | 1,389,708 |

## 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用協同組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」、「損益計算書」及び「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「監査法人ライトハウス」の監査を受けております。

## 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月23日

空知商工信用組合

理事長 伊藤 智徳

## 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

| 区 分                   | 令和2年度      | 令和3年度      | 令和4年度      | 令和5年度      | 令和6年度      |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 経 常 収 益               | 1,371,567  | 1,386,825  | 1,388,598  | 1,418,736  | 1,635,970  |
| 経 常 利 益               | 209,649    | 239,890    | 334,988    | 349,525    | 582,075    |
| 業 務 純 益               | 299,082    | 345,733    | 343,679    | 356,557    | 495,099    |
| 当 期 純 利 益             | 188,378    | 235,618    | 326,915    | 346,923    | 569,166    |
| 預 金 積 金 残 高           | 80,513,873 | 83,119,639 | 83,742,558 | 84,801,785 | 80,792,904 |
| 貸 出 金 残 高             | 59,866,602 | 60,411,328 | 60,360,343 | 61,220,228 | 62,952,260 |
| 有 価 証 券 残 高           | 6,078,866  | 5,402,069  | 4,348,756  | 2,622,792  | 3,718,384  |
| 総 資 産 額               | 90,702,539 | 91,031,933 | 88,366,004 | 89,643,228 | 86,157,908 |
| 純 資 産 額               | 3,817,292  | 3,941,236  | 4,178,573  | 4,433,304  | 4,897,062  |
| 自 己 資 本 比 率 ( 単 体 )   | 7.49%      | 7.58%      | 8.07%      | 8.44%      | 10.75%     |
| 出 資 総 額               | 2,447,742  | 2,417,831  | 2,393,358  | 2,377,220  | 2,337,609  |
| 出 資 総 口 数             | 2,195千口    | 2,135千口    | 2,086千口    | 2,054千口    | 1,975千口    |
| 組 合 員 数               | 21,775名    | 21,697名    | 21,432名    | 21,381名    | 21,176名    |
| 普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金 | 9,490      | 9,466      | 9,057      | 8,857      | 8,618      |
| 普 通 出 資 配 当 率         | 年1.00%の割合  | 年1.00%の割合  | 年1.00%の割合  | 年1.00%の割合  | 年1.00%の割合  |
| 優 先 出 資 に 対 す る 配 当 金 | 22,200     | 22,200     | 22,200     | 34,200     | 34,200     |
| 優 先 出 資 出 資 配 当 率     | 年0.74%の割合  | 年0.74%の割合  | 年0.74%の割合  | 年1.14%の割合  | 年1.14%の割合  |
| 職 員 数                 | 95名        | 95名        | 91名        | 90名        | 86名        |

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。



## ■ 自己資本

### ■ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円、%)

| 項 目                                                        | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------------------------------------------------------|--------|--------|
| <b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>                                      |        |        |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額                            | 4,355  | 4,841  |
| うち、出資金及び資本剰余金の額                                            | 3,098  | 3,058  |
| うち、利益剰余金の額                                                 | 1,299  | 1,825  |
| うち、外部流出予定額(△)                                              | 43     | 42     |
| うち、上記以外に該当するものの額                                           | —      | —      |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                 | 131    | 120    |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額                                          | 131    | 120    |
| うち、適格引当金コア資本算入額                                            | —      | —      |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                         |        |        |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | —      | —      |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 |        |        |
| コア資本に係る基礎項目の額(イ)                                           | 4,486  | 4,962  |
| <b>コア資本に係る調整項目(2)</b>                                      |        |        |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額                    | 4      | 6      |
| うち、のれんに係るものの額                                              | —      | —      |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額                          | 4      | 6      |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額                                    | —      | —      |
| 適格引当金不足額                                                   | —      | —      |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                                     | —      | —      |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額                         | —      | —      |
| 前払年金費用の額                                                   | —      | —      |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額                             | —      | —      |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額                               | —      | —      |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額                                        | —      | —      |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額                                        | —      | —      |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額                                         | —      | —      |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                        | —      | —      |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                      | —      | —      |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額                          | —      | —      |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額                                        | —      | —      |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                        | —      | —      |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                      | —      | —      |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額                          | —      | —      |
| コア資本に係る調整項目の額(ロ)                                           | 4      | 6      |
| <b>自己資本</b>                                                |        |        |
| 自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)                                        | 4,482  | 4,956  |
| <b>リスク・アセット等(3)</b>                                        |        |        |
| 信用リスク・アセットの額の合計額                                           | 50,693 | 43,994 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額                            | —      | —      |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー                                       | —      | —      |
| うち、上記以外に該当するものの額                                           |        |        |
| マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額                             |        | —      |
| 勘定間の振替分                                                    |        | —      |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額                          | 2,406  | 2,096  |
| 信用リスク・アセット調整額                                              | —      | —      |
| フロア調整額                                                     |        | —      |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額                                         | —      | —      |
| リスク・アセット等の額の合計額(ニ)                                         | 53,099 | 46,091 |
| <b>自己資本比率</b>                                              |        |        |
| 自己資本比率((ハ)／(ニ))                                            | 8.44%  | 10.75% |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。  
なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

#### ・普通出資

- ①発行主体：空知商工信用組合
- ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：837百万円

#### ・非累積的永久優先出資

- ①発行主体：空知商工信用組合
- ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,221百万円  
※2,221百万円のうち、1,500百万円は優先出資金、721百万円は資本準備金に計上しております。
- ③配当率：年1.14%（変動金利（5年固定））

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、当組合の自己資本比率は令和6年度末10.75%であり、国内基準の4%を上回っており、経営の健全性、安全性を十分に保っております。

一方、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを基本施策と考えております。

### 3. 信用リスクに関する項目

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、信用リスクを組合の経営に最も大きな影響を与えるリスクと認識し、与信業務の基本方針と信用リスク管理の具体的な指針を明確に定めた「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの計測にあたっては、「自己査定基準」に基づき、厳格な自己査定を実施するとともに、貸倒引当金は「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分と分類区分をベースに算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

なお、当組合では信用リスク・アセット額の算出は標準的手法を採用しております。

#### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、投資の種類毎の適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①JCR（㈱日本格付研究所）
- ②R&I（㈱格付投資情報センター）
- ③Moody's（ムーディーズ・ジャパン（株））
- ④S&P（S&Pグローバル・レーティング・ジャパン（株））

### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減（信用リスクを削減）するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱に努めております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法としては、預金積金等の担保や、北海道信用保証協会等の保証があり、その手続きについては、当組合の事務規程等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、事務規程等により、適切な取扱に努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の取引先や業種に偏重することなく分散されております。

### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は証券化取引を行っておりません。

### 7. オペレーショナル・リスクに関する項目

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、想定されるさまざまなリスクを的確に把握し、発生時には被害を最小限に抑えるべく、適切に対応できるよう態勢整備に努めております。また、これらリスクに関しましては、常務会及び必要に応じて理事会において報告する態勢を整備しております。

#### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は標準的手法を採用しております。

### 8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続きの概要

該当する非上場株式、出資金等に関しては、当組合が定める自己査定基準に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券会計基準」及び日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠した、適正な処理を行っております。

### 9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、金利リスクを「金利変動により被るリスク」と定義し、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、VaR分析手法を用い、金利リスクを算定しALM委員会で定期的に協議検討を行い、金利リスク管理に取組んでおります。

#### (2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算出しております。

##### ・計測手法

「VaR分析手法」…保有する資産・負債について過去の金利統計データを使って一定の期間に、一定の確率で発生し得るリスク量を把握する手法です。

保有期間 21日 観測期間 1年  
信頼区間 99%

・計測頻度 月次（月末基準）



## 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

|                                                                                                       | 令和5年度     |         | 令和6年度     |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|-----------|---------|
|                                                                                                       | リスク・アセット等 | 所要自己資本額 | リスク・アセット等 | 所要自己資本額 |
| イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計                                                                               | 50,693    | 2,027   | 43,994    | 1,759   |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー                                                                        | 50,693    | 2,027   | 43,994    | 1,759   |
| 現金                                                                                                    | —         | —       | —         | —       |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け                                                                                      | —         | —       | —         | —       |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け                                                                                       | —         | —       | —         | —       |
| 国際決済銀行等向け                                                                                             | —         | —       | —         | —       |
| 我が国の地方公共団体向け                                                                                          | —         | —       | —         | —       |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け                                                                                     | —         | —       | —         | —       |
| 国際開発銀行向け                                                                                              | —         | —       | —         | —       |
| 地方公共団体金融機構向け                                                                                          | —         | —       | 50        | 2       |
| 我が国の政府関係機関向け                                                                                          | 50        | 2       | —         | —       |
| 地方三公社向け                                                                                               | 2         | 0       | —         | —       |
| 金融機関向け                                                                                                | 5,034     | 201     | 3,808     | 152     |
| 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け                                                                                   |           |         | —         | —       |
| カバード・ボンド向け                                                                                            |           |         | —         | —       |
| 法人等向け                                                                                                 | 4,629     | 185     | 5,010     | 200     |
| 中小企業等向け及び個人向け                                                                                         | 2,779     | 111     |           |         |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け                                                                                       |           |         | 1,966     | 78      |
| トランザクター向け                                                                                             |           |         | 78        | 3       |
| 抵当権付住宅ローン                                                                                             | 481       | 19      |           |         |
| 不動産取得等事業向け                                                                                            | 35,150    | 1,406   |           |         |
| 不動産関連向け                                                                                               |           |         | 30,947    | 1,237   |
| 自己居住用不動産等向け                                                                                           |           |         | 1,448     | 57      |
| 賃貸用不動産向け                                                                                              |           |         | 23,839    | 953     |
| 事業用不動産関連向け                                                                                            |           |         | 5,291     | 211     |
| その他不動産関連向け                                                                                            |           |         | 368       | 14      |
| ADC向け                                                                                                 |           |         | —         | —       |
| 劣後債権及びその他資本性証券等                                                                                       |           |         | —         | —       |
| 三月以上延滞等                                                                                               | 8         | 0       |           |         |
| 延滞等向け                                                                                                 |           |         | 386       | 15      |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞                                                                              |           |         | 1         | 0       |
| 取立未済手形                                                                                                | 13        | 0       | 0         | 0       |
| 信用保証協会等による保証付                                                                                         | 872       | 34      | 834       | 33      |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付                                                                                | —         | —       | —         | —       |
| 出資等                                                                                                   | 11        | 0       |           |         |
| 出資等のエクスポージャー                                                                                          | 11        | 0       |           |         |
| 重要な出資のエクスポージャー                                                                                        | —         | —       |           |         |
| 株式等                                                                                                   |           |         | 11        | 0       |
| 上記以外                                                                                                  | 1,658     | 66      | 976       | 39      |
| 重要な出資のエクスポージャー                                                                                        |           |         | —         | —       |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー                                  | —         | —       | —         | —       |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー                                              | 268       | 10      | 268       | 10      |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー                                                                       | 57        | 2       | 53        | 2       |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー                                      | —         | —       | —         | —       |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー | —         | —       |           |         |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していないその他金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー                                     |           |         | —         | —       |
| 上記以外のエクスポージャー                                                                                         | 1,331     | 53      | 654       | 26      |
| ②証券化エクスポージャー                                                                                          | —         | —       | —         | —       |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                                                         | —         | —       | —         | —       |
| ④未決済取引                                                                                                |           |         | —         | —       |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額                                         | —         | —       | —         | —       |
| ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額                                                                   | 2,406     | 96      | 2,096     | 83      |
| BI                                                                                                    |           |         | 1,397     |         |
| BIC                                                                                                   |           |         | 167       |         |
| ハ.単体リスク・アセットの合計額及び総所要自己資本額(イ+ロ)                                                                       | 53,099    | 2,123   | 46,091    | 1,843   |

(注) 1.令和6年度は算出基準が変更となり、項目名の変更及び細分化されたものがあります。

2.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

3.「エクスポージャー」とは資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

4.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6.当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7.オペレーショナル・リスクの算出方法は基礎的手法を採用しております(令和5年度計数)。

＜オペレーショナル・リスクの算出方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% ÷8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

8.当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

9.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスクに関する事項

▶ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高  
＜業種別及び残存期間別＞

(単位：百万円)

| 業種区分<br>期間区分    | 信用リスクエクスポージャー期末残高                           |        |        |        |       |       |        |        | 三月以上<br>延滞<br>エクスポー<br>ジャー | 延滞<br>エクス<br>ポージャー |
|-----------------|---------------------------------------------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|----------------------------|--------------------|
|                 | 貸出金、コミットメント及び<br>その他のデリバティブ以外の<br>オフ・バランス取引 |        |        |        | 債 券   |       | その他    |        |                            |                    |
|                 | 令和5年度                                       | 令和6年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |                            |                    |
| 製造業             | 911                                         | 877    | 911    | 877    | －     | －     | －      | －      | 7                          | 36                 |
| 農業、林業           | 58                                          | 70     | 58     | 70     | －     | －     | －      | －      | －                          | 1                  |
| 漁業              | －                                           | －      | －      | －      | －     | －     | －      | －      | －                          | －                  |
| 鉱業、採石業、砂利採取業    | －                                           | －      | －      | －      | －     | －     | －      | －      | －                          | －                  |
| 建設業             | 5,532                                       | 5,530  | 5,532  | 5,530  | －     | －     | －      | －      | 68                         | 48                 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業   | 45                                          | 33     | 42     | 30     | －     | －     | 2      | 2      | －                          | －                  |
| 情報通信業           | 376                                         | 359    | 376    | 359    | －     | －     | －      | －      | －                          | －                  |
| 運輸業、郵便業         | 1,933                                       | 1,750  | 1,933  | 1,750  | －     | －     | －      | －      | －                          | 72                 |
| 卸売業、小売業         | 3,303                                       | 3,246  | 3,303  | 3,246  | －     | －     | －      | －      | 22                         | 217                |
| 金融業、保険業         | 25,515                                      | 19,018 | 3      | 3      | 501   | 501   | 25,009 | 18,513 | －                          | 0                  |
| 不動産業            | 33,696                                      | 35,001 | 33,696 | 35,001 | －     | －     | －      | －      | 39                         | 217                |
| 物品賃貸業           | 54                                          | 192    | 54     | 192    | －     | －     | －      | －      | －                          | －                  |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 382                                         | 403    | 380    | 401    | －     | －     | 1      | 1      | －                          | 9                  |
| 宿泊業             | 506                                         | 476    | 506    | 476    | －     | －     | －      | －      | 21                         | 117                |
| 飲食業             | 783                                         | 1,044  | 783    | 1,044  | －     | －     | －      | －      | 4                          | 89                 |
| 生活関連サービス業、娯楽業   | 924                                         | 815    | 922    | 815    | －     | －     | 1      | －      | 143                        | 111                |
| 教育、学習支援業        | －                                           | －      | －      | －      | －     | －     | －      | －      | －                          | －                  |
| 医療、福祉           | 77                                          | 66     | 77     | 66     | －     | －     | －      | －      | －                          | －                  |
| その他のサービス        | 2,158                                       | 2,419  | 2,158  | 2,419  | －     | －     | －      | －      | －                          | 16                 |
| その他の産業          | 426                                         | 392    | 426    | 392    | －     | －     | －      | －      | －                          | －                  |
| 国・地方公共団体等       | 6,440                                       | 7,856  | 4,364  | 4,653  | 2,069 | 3,196 | 7      | 7      | －                          | －                  |
| 個人              | 5,735                                       | 7,422  | 5,735  | 7,422  | －     | －     | 0      | 0      | 2                          | 36                 |
| その他             | 1,615                                       | 1,682  | －      | －      | －     | －     | 1,615  | 1,682  | －                          | －                  |
| 業種別合計           | 90,477                                      | 88,658 | 61,267 | 64,751 | 2,570 | 3,698 | 26,638 | 20,207 | 310                        | 974                |
| 1年以下            | 23,208                                      | 21,961 | 5,172  | 7,074  | 7     | 714   | 18,028 | 14,172 |                            |                    |
| 1年超3年以下         | 3,782                                       | 2,932  | 1,550  | 1,590  | 1,732 | 1,341 | 500    | －      |                            |                    |
| 3年超5年以下         | 3,079                                       | 3,560  | 2,739  | 3,103  | 340   | 456   | －      | －      |                            |                    |
| 5年超7年以下         | 7,242                                       | 5,928  | 6,751  | 5,928  | 490   | －     | －      | －      |                            |                    |
| 7年超10年以下        | 5,195                                       | 7,106  | 5,195  | 5,919  | －     | 1,186 | －      | －      |                            |                    |
| 10年超            | 39,618                                      | 40,871 | 39,618 | 40,871 | －     | －     | －      | －      |                            |                    |
| 期間の定めのないもの      | 8,349                                       | 6,298  | 239    | 263    | －     | －     | 8,109  | 6,034  |                            |                    |
| その他             | －                                           | －      | －      | －      | －     | －     | －      | －      |                            |                    |
| 残存期間別合計         | 90,477                                      | 88,658 | 61,267 | 64,751 | 2,570 | 3,698 | 26,638 | 20,207 |                            |                    |

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産などが含まれます。

5. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

6. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



「赤平市 赤平公園」

## 信用リスクに関する事項

### ▶一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

|         |       | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 |     | 期末残高 |
|---------|-------|------|-------|-------|-----|------|
|         |       |      |       | 目的使用  | その他 |      |
| 一般貸倒引当金 | 令和5年度 | 122  | 129   | —     | 122 | 129  |
|         | 令和6年度 | 129  | 119   | —     | 129 | 119  |
| 個別貸倒引当金 | 令和5年度 | 858  | 738   | 114   | 743 | 738  |
|         | 令和6年度 | 738  | 641   | 14    | 724 | 641  |
| 合 計     | 令和5年度 | 980  | 868   | 114   | 866 | 868  |
|         | 令和6年度 | 868  | 761   | 14    | 854 | 761  |

### ▶業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

|                 | 個別貸倒引当金 |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 貸出金償却 |       |
|-----------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 | 期首残高    |       | 当期増加額 |       | 当期減少額 |       |       |       | 期末残高  |       |       |       |
|                 |         |       |       |       | 目的使用  |       | そ の 他 |       |       |       |       |       |
|                 | 令和5年度   | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 製 造 業           | 59      | 16    | 16    | 26    | 48    | －     | 10    | 16    | 16    | 26    | －     | －     |
| 農 業、林 業         | －       | －     | －     | 1     | －     | －     | －     | －     | －     | 1     | －     | －     |
| 漁 業             | －       | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     |
| 鉱業、採石業、砂利採取業    | －       | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     |
| 建 設 業           | 107     | 74    | 74    | 41    | 34    | 2     | 73    | 72    | 74    | 41    | －     | －     |
| 電気・ガス・熱供給・水道業   | －       | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     |
| 情 報 通 信 業       | －       | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     |
| 運 輸 業、郵便業       | 37      | 52    | 52    | 45    | －     | －     | 37    | 52    | 52    | 45    | －     | －     |
| 卸 売 業、小 売 業     | 134     | 115   | 115   | 91    | 10    | －     | 123   | 115   | 115   | 91    | －     | －     |
| 金 融 業、保険業       | 0       | 0     | 0     | 0     | －     | －     | 0     | 0     | 0     | 0     | －     | －     |
| 不 動 産 業         | 177     | 167   | 167   | 192   | －     | 9     | 177   | 158   | 167   | 192   | －     | －     |
| 物 品 賃 貸 業       | 21      | －     | －     | －     | 21    | －     | 0     | －     | －     | －     | －     | －     |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 10      | 10    | 10    | 9     | －     | －     | 10    | 10    | 10    | 9     | －     | －     |
| 宿 泊 業           | 156     | 146   | 146   | 116   | －     | －     | 156   | 146   | 146   | 116   | －     | －     |
| 飲 食 業           | 7       | 5     | 5     | 0     | －     | 2     | 7     | 2     | 5     | 0     | －     | －     |
| 生活関連サービス業、娯楽業   | 142     | 143   | 143   | 111   | －     | －     | 142   | 143   | 143   | 111   | －     | －     |
| 教 育、学 習 支 援 業   | －       | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     |
| 医 療、福 祉         | －       | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     |
| そ の 他 の サ ー ビ ス | －       | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     |
| そ の 他 の 産 業     | －       | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     |
| 国・地方公共団体等       | －       | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     | －     |
| 個 人             | 3       | 4     | 4     | 3     | －     | －     | 3     | 4     | 4     | 3     | －     | －     |
| 合 計             | 858     | 738   | 738   | 641   | 114   | 14    | 743   | 724   | 738   | 641   | －     | －     |

(注) 1.当組合は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2.業種別区分は日本標準産業分類の大大分類に準じて記載しております。

### ▶リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

| 告示で定める<br>リスク・ウェイト区分<br>(%) | エクスポージャーの額 |        |
|-----------------------------|------------|--------|
|                             | 令和5年度      |        |
|                             | 格付適用有り     | 格付適用無し |
| 0%                          | —          | 6,831  |
| 10%                         | —          | 9,325  |
| 20%                         | 501        | 24,975 |
| 35%                         | —          | 1,374  |
| 50%                         | —          | 2,980  |
| 75%                         | —          | 2,552  |
| 100%                        | —          | 41,908 |
| 150%                        | —          | —      |
| 250%                        | —          | 21     |
| 1,250%                      | —          | —      |
| その他                         | —          | 6      |
| 合 計                         | 501        | 89,975 |

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

| 告示で定める<br>リスク・ウェイト区分<br>(%) | 令和6年度            |                 |                  |                                          |
|-----------------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------------------------------|
|                             | CCF・信用リスク削減効果適用前 |                 | CCFの加重平均値<br>(%) | 資産の額及び信相当額の<br>合計額(CCF・信用リスク<br>削減効果適用後) |
|                             | オン・バランス<br>資産項目  | オフ・バランス<br>資産項目 |                  |                                          |
| 40%未満                       | 38,801           | —               | —                | 38,747                                   |
| 40%~70%                     | 15,230           | 2,535           | 10               | 15,399                                   |
| 75%                         | 5,610            | 14,836          | 10               | 5,309                                    |
| 80%                         | —                | —               | —                | —                                        |
| 85%                         | 4,638            | 41              | 11               | 4,453                                    |
| 90%~100%                    | 2,506            | 144             | 10               | 2,404                                    |
| 105%~130%                   | 17,882           | —               | —                | 17,873                                   |
| 150%                        | 626              | 15              | 10               | 573                                      |
| 250%                        | 11               | —               | —                | 11                                       |
| 400%                        | —                | —               | —                | —                                        |
| 1,250%                      | —                | —               | —                | —                                        |
| その他                         | —                | —               | —                | —                                        |
| 合 計                         | 85,306           | 17,573          | 10               | 84,773                                   |

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。  
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。  
3. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

▶ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

|                          | CCF・信用リスク削減効果適用前 |             | CCF・信用リスク削減効果適用後 |             |              | リスク・ウェイトの加重平均値(%) |
|--------------------------|------------------|-------------|------------------|-------------|--------------|-------------------|
|                          | オン・バランス資産項目      | オフ・バランス資産項目 | オン・バランス資産項目      | オフ・バランス資産項目 | 信用リスク・アセットの額 |                   |
|                          | 令和6年度            |             |                  |             |              |                   |
| 現金                       | 1,005            | －           | 1,005            | －           | －            | 0%                |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け         | 1,187            | －           | 1,187            | －           | －            | 0%                |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け          | －                | －           | －                | －           | －            | 0%                |
| 国際決済銀行等向け                | －                | －           | －                | －           | －            | 0%                |
| 我が国の地方公共団体向け             | 5,139            | －           | 5,139            | －           | －            | 0%                |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け        | －                | －           | －                | －           | －            | 0%                |
| 国際開発銀行向け                 | －                | －           | －                | －           | －            | 0%                |
| 地方公共団体金融機構向け             | 503              | －           | 503              | －           | 50           | 10%               |
| 我が国の政府関係機関向け             | 1,019            | －           | 1,019            | －           | －            | 0%                |
| 地方三公社向け                  | －                | －           | －                | －           | －            | 0%                |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 18,743           | －           | 18,743           | －           | 3,808        | 20%               |
| 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け      | －                | －           | －                | －           | －            | 0%                |
| カバード・ボンド向け               | －                | －           | －                | －           | －            | 0%                |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)       | 5,884            | 41          | 5,678            | 0           | 5,010        | 88%               |
| 特定貸付債権向け                 | －                | －           | －                | －           | －            | 0%                |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け          | 3,260            | 17,513      | 2,863            | 206         | 1,966        | 64%               |
| トランザクター向け                | －                | 2,535       | －                | 174         | 78           | 45%               |
| 不動産関連向け                  | 39,738           | －           | 39,725           | －           | 30,947       | 78%               |
| 自己居住用不動産等向け              | 3,740            | －           | 3,740            | －           | 1,448        | 39%               |
| 賃貸用不動産向け                 | 30,092           | －           | 30,079           | －           | 23,839       | 79%               |
| 事業用不動産関連向け               | 5,282            | －           | 5,282            | －           | 5,291        | 100%              |
| その他不動産関連向け               | 622              | －           | 622              | －           | 368          | 59%               |
| ADC向け                    | －                | －           | －                | －           | －            | 0%                |
| 劣後債権及びその他資本性証券等          | －                | －           | －                | －           | －            | 0%                |
| 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)   | 395              | 18          | 323              | 1           | 386          | 119%              |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 1                | －           | 1                | －           | 1            | 100%              |
| 取立未済手形                   | 2                | －           | 2                | －           | 0            | 20%               |
| 信用保証協会等による保証付            | 8,412            | －           | 8,359            | －           | 834          | 10%               |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付   | －                | －           | －                | －           | －            | 0%                |
| 株式等                      | 11               | －           | 11               | －           | 11           | 100%              |
| 合計                       |                  |             |                  |             | 43,018       |                   |

(注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

▶標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳  
(リスク・ウェイト区分:0%~40%)

(単位:百万円)

|                          | 資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後) |       |     |        |     |       |        |       |       |     |
|--------------------------|-----------------------------------|-------|-----|--------|-----|-------|--------|-------|-------|-----|
|                          | 0%                                | 10%   | 15% | 20%    | 25% | 30%   | 31.25% | 35%   | 37.5% | 40% |
|                          | 令和6年度                             |       |     |        |     |       |        |       |       |     |
| 現金                       | 5,658                             | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け         | 1,187                             | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け          | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 国際決済銀行等向け                | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 我が国の地方公共団体向け             | 486                               | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け        | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 国際開発銀行向け                 | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 地方公共団体金融機構向け             | —                                 | 503   | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 我が国の政府関係機関向け             | 1,019                             | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 地方三公社向け                  | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | —                                 | —     | —   | 18,743 | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け      | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| カバード・ボンド向け               | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)       | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 特定貸付債権向け                 | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け          | —                                 | —     | —   | 215    | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| トランザクター向け                | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 不動産関連向け                  | —                                 | —     | —   | 54     | 6   | 1,295 | —      | 1,211 | —     | 66  |
| 自己居住用不動産等向け              | —                                 | —     | —   | 54     | 6   | 40    | —      | —     | —     | 66  |
| 賃貸用不動産向け                 | —                                 | —     | —   | —      | —   | 1,254 | —      | 1,211 | —     | —   |
| 事業用不動産関連向け               | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| その他不動産関連向け               | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| ADC向け                    | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 劣後債権及びその他資本性証券等          | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)   | —                                 | —     | —   | 3      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 取立未済手形                   | —                                 | —     | —   | 2      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 信用保証協会等による保証付            | 11                                | 8,347 | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付   | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 株式等                      | —                                 | —     | —   | —      | —   | —     | —      | —     | —     | —   |
| 合計                       | 8,364                             | 8,850 | —   | 19,019 | 6   | 1,295 | —      | 1,211 | —     | 66  |

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。



▶ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳  
(リスク・ウェイト区分:43.75%~85%)

(単位:百万円)

|                          | 資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後) |       |       |        |       |       |     |       |     |       |
|--------------------------|-----------------------------------|-------|-------|--------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|
|                          | 43.75%                            | 45%   | 50%   | 56.25% | 60%   | 62.5% | 70% | 75%   | 80% | 85%   |
|                          | 令和6年度                             |       |       |        |       |       |     |       |     |       |
| 現金                       | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け         | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け          | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 国際決済銀行等向け                | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 我が国の地方公共団体向け             | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け        | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 国際開発銀行向け                 | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 地方公共団体金融機構向け             | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 我が国の政府関係機関向け             | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 地方三公社向け                  | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け      | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| カバード・ボンド向け               | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)       | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | 4,453 |
| 特定貸付債権向け                 | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け          | -                                 | 174   | 834   | -      | -     | -     | -   | 1,669 | -   | -     |
| トランザクター向け                | -                                 | 174   | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 不動産関連向け                  | -                                 | 5,910 | 3,497 | -      | 3,892 | -     | 973 | 3,639 | -   | -     |
| 自己居住用不動産等向け              | -                                 | -     | 3,444 | -      | -     | -     | 128 | -     | -   | -     |
| 賃貸用不動産向け                 | -                                 | 5,910 | -     | -      | 3,321 | -     | -   | 3,639 | -   | -     |
| 事業用不動産関連向け               | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | 845 | -     | -   | -     |
| その他不動産関連向け               | -                                 | -     | 52    | -      | 570   | -     | -   | -     | -   | -     |
| ADC向け                    | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 劣後債権及びその他資本性証券等          | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)   | -                                 | -     | 49    | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 取立未済手形                   | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 信用保証協会等による保証付            | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付   | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 株式等                      | -                                 | -     | -     | -      | -     | -     | -   | -     | -   | -     |
| 合計                       | -                                 | 6,085 | 4,381 | -      | 3,892 | -     | 973 | 5,309 | -   | 4,453 |

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。



▶標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳  
(リスク・ウェイト区分:90%以上)

(単位:百万円)

|                          | 資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後) |        |       |        |       |        |      |      |      |      |     |        |
|--------------------------|-----------------------------------|--------|-------|--------|-------|--------|------|------|------|------|-----|--------|
|                          | 90%                               | 93.75% | 100%  | 105%   | 110%  | 112.5% | 130% | 150% | 250% | 400% | その他 | 合計     |
|                          | 令和6年度                             |        |       |        |       |        |      |      |      |      |     |        |
| 現金                       | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 5,658  |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け         | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 1,187  |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け          | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | -      |
| 国際決済銀行等向け                | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | -      |
| 我が国の地方公共団体向け             | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 486    |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け        | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | -      |
| 国際開発銀行向け                 | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | -      |
| 地方公共団体金融機構向け             | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 503    |
| 我が国の政府関係機関向け             | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 1,019  |
| 地方三公社向け                  | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | -      |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 18,743 |
| 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け      | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | -      |
| カバード・ボンド向け               | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | -      |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)       | -                                 | -      | 1,225 | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 5,678  |
| 特定貸付債権向け                 | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | -      |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け          | -                                 | -      | 176   | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 3,070  |
| トランザクター向け                | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 174    |
| 不動産関連向け                  | 907                               | -      | -     | 14,344 | 3,529 | -      | -    | 396  | -    | -    | -   | 39,725 |
| 自己居住用不動産等向け              | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 3,740  |
| 賃貸用不動産向け                 | -                                 | -      | -     | 14,344 | -     | -      | -    | 396  | -    | -    | -   | 30,079 |
| 事業用不動産関連向け               | 907                               | -      | -     | -      | 3,529 | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 5,282  |
| その他不動産関連向け               | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 622    |
| ADC向け                    | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | -      |
| 劣後債権及びその他資本性証券等          | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | -      |
| 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)   | -                                 | -      | 94    | -      | -     | -      | -    | 177  | -    | -    | -   | 325    |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | -                                 | -      | 1     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 1      |
| 取立未済手形                   | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 2      |
| 信用保証協会等による保証付            | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | 8,359  |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付   | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | -    | -    | -   | -      |
| 株式等                      | -                                 | -      | -     | -      | -     | -      | -    | -    | 11   | -    | -   | 11     |
| 合計                       | 907                               | -      | 1,496 | 14,344 | 3,529 | -      | -    | 573  | 11   | -    | -   | 84,773 |

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

| 信用リスク削減手法<br>ポートフォリオ    | 適格金融資産担保 |       | 保証    |       | クレジット・デリバティブ |       |
|-------------------------|----------|-------|-------|-------|--------------|-------|
|                         | 令和5年度    | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度        | 令和6年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 808      | 2,297 | —     | —     | 4,202        | 4,400 |
| ①ソブリン向け                 | 31       | 53    | —     | —     | —            | —     |
| ②金融機関向け                 | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け     | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| ③カバードボンド                | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| ④法人等向け                  | 277      | 20    | —     | —     | 340          | —     |
| ⑤中小企業等・個人向け             | 390      | —     | —     | —     | 2,545        | —     |
| ⑥中堅中小企業・個人向け            | —        | 2,138 | —     | —     | —            | 1,050 |
| ⑦抵当権付住宅ローン              | —        | —     | —     | —     | 1,316        | —     |
| ⑧不動産取得等事業向け             | 109      | —     | —     | —     | —            | —     |
| ⑨不動産関連向け                | —        | 13    | —     | —     | —            | 3,319 |
| 自己居住用不動産等向け             | —        | —     | —     | —     | —            | 3,267 |
| 賃貸用不動産向け                | —        | 13    | —     | —     | —            | —     |
| 事業用不動産関連向け              | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| その他不動産関連向け              | —        | —     | —     | —     | —            | 52    |
| ADC向け                   | —        | —     | —     | —     | —            | —     |

| 信用リスク削減手法<br>ポートフォリオ      | 適格金融資産担保 |       | 保証    |       | クレジット・デリバティブ |       |
|---------------------------|----------|-------|-------|-------|--------------|-------|
|                           | 令和5年度    | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度        | 令和6年度 |
| ⑩劣後債権及びその他資本性証券等          | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| ⑪三月以上延滞等                  | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| ⑫延滞等向け                    | —        | 72    | —     | —     | —            | 30    |
| ⑬自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| ⑭出資等                      | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| 出資等のエクスポージャー              | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| 重要な出資のエクスポージャー            | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| ⑮株式等                      | —        | —     | —     | —     | —            | —     |
| ⑯その他                      | —        | —     | —     | —     | —            | —     |

(注) 1. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。  
2. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。  
3. 上記「保証」には、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャーは含まれておりません。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

## 証券化エクスポージャーに関する事項

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

上記3項目については該当ありません。

## 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

### 貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

| 区 分    | 令和5年度    |     | 令和6年度    |     |
|--------|----------|-----|----------|-----|
|        | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 貸借対照表計上額 | 時 価 |
| 上場株式等  | —        | —   | —        | —   |
| 非上場株式等 | 281      | 281 | 281      | 281 |
| 合 計    | 281      | 281 | 281      | 281 |

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

### 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

|     | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|
| 売却益 | —     | —     |
| 売却損 | —     | —     |
| 償 却 | —     | —     |

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

|      | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|
| 評価損益 | 48    | 16    |

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

### 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社株式及び関連会社の評価損益)

当組合は該当ありません。

## 金利リスクに関する事項

(単位: 百万円)

| IRRBB1: 金利リスク |           |       |       |       |       |
|---------------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 項 番           |           | イ     | ロ     | ハ     | ニ     |
|               |           | △EVE  |       | △NII  |       |
|               |           | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 1             | 上方パラレルシフト | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 2             | 下方パラレルシフト | 86    | 0     | 778   | 932   |
| 3             | スティーピング化  | 410   | 477   |       |       |
| 4             | フラット化     |       |       |       |       |
| 5             | 短期金利上昇    |       |       |       |       |
| 6             | 短期金利低下    |       |       |       |       |
| 7             | 最大値       | 410   | 477   | 778   | 932   |
|               |           | ホ     | ヘ     |       |       |
|               |           | 令和5年度 | 令和6年度 |       |       |
| 8             | 自己資本額     | 4,482 | 4,956 |       |       |

(注) △EVEとは銀行勘定の金利リスク(IRRBB)のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計算されるもの、△NIIとは金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。  
(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。  
(c) 明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち引き出されずに平均的に滞留する預金をコア預金と定義し、①過去5年間の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または③現残高50%相当額のうち、③に相当する額を満期の平均を2.5年と仮定して金利リスクを算定しております。  
(d) 固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金利リスクの算定において考慮しておりません。  
(e) 本邦通貨(円)以外の金融資産・金融負債はありません。  
(f) スプレッド及びその変動は考慮しておりません。  
(g) 内部モデルは使用しておりません。



## 経営の状況

### ▶業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

| 項 目                           | 令和5年度     | 令和6年度     |
|-------------------------------|-----------|-----------|
| 資 金 運 用 収 支                   | 1,313,152 | 1,396,154 |
| 資 金 運 用 収 益                   | 1,359,340 | 1,478,783 |
| 資 金 調 達 費 用                   | 46,187    | 82,628    |
| 役 務 取 引 等 収 支                 | -14,929   | -11,428   |
| 役 務 取 引 等 収 益                 | 42,695    | 48,067    |
| 役 務 取 引 等 費 用                 | 57,624    | 59,495    |
| そ の 他 の 業 務 収 支               | -3,897    | 3,285     |
| そ の 他 業 務 収 益                 | 3,998     | 3,285     |
| そ の 他 業 務 費 用                 | 7,895     | —         |
| 業 務 粗 利 益                     | 1,294,325 | 1,388,011 |
| 業 務 粗 利 益 率                   | 1.41%     | 1.52%     |
| 業 務 純 益                       | 356,557   | 495,099   |
| 実 質 業 務 純 益                   | 363,975   | 495,099   |
| コ ア 業 務 純 益                   | 371,865   | 495,099   |
| コ ア 業 務 純 益<br>(投資信託解約損益を除く。) | 371,865   | 495,099   |

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除することとなっておりますが、当組合は両年度とも控除する残高はありません。  
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100  
3. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)  
4. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額  
5. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

### ▶総資金利鞘等

| 区 分               | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------|-------|-------|
| 資 金 運 用 利 回 (A)   | 1.48% | 1.62% |
| 資 金 調 達 原 価 率 (B) | 1.11% | 1.11% |
| 総 資 金 利 鞘 (A－B)   | 0.37% | 0.51% |

### ▶資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:千円)

| 科 目           | 年 度    | 平 均 残 高    | 利 息       | 利 回   |
|---------------|--------|------------|-----------|-------|
| 資 金 運 用 勘 定   | 令和5年度  | 91,665,403 | 1,359,340 | 1.48% |
|               | 令和6年度  | 91,121,645 | 1,478,783 | 1.62% |
|               | うち貸出金  | 61,302,075 | 1,285,656 | 2.09% |
|               | 令和6年度  | 63,013,113 | 1,394,483 | 2.21% |
|               | うち預け金  | 26,561,708 | 29,047    | 0.10% |
|               | 令和6年度  | 24,835,963 | 44,375    | 0.17% |
| 資 金 調 達 勘 定   | 令和5年度  | 3,531,129  | 36,966    | 1.04% |
|               | 令和6年度  | 3,002,427  | 32,254    | 1.07% |
|               | 令和5年度  | 87,930,919 | 46,187    | 0.05% |
|               | 令和6年度  | 87,124,611 | 82,628    | 0.09% |
|               | うち預金積金 | 87,852,044 | 45,820    | 0.05% |
|               | 令和6年度  | 87,046,260 | 82,255    | 0.09% |
| う ち 譲 渡 性 預 金 | 令和5年度  | —          | —         | —     |
|               | 令和6年度  | —          | —         | —     |
| う ち 借 用 金     | 令和5年度  | —          | —         | —     |
|               | 令和6年度  | —          | —         | —     |

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度3,590千円及び令和6年度643千円)を控除して表示しております。また、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高を控除して表示することとなっておりますが、両年度とも控除する残高はありません。

### ▶受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

| 項 目           | 令和5年度  | 令和6年度   |
|---------------|--------|---------|
| 受 取 利 息 の 増 減 | 24,221 | 119,442 |
| 支 払 利 息 の 増 減 | 1,476  | 36,440  |

### ▶総資産経常利益率、総資産当期純利益率

| 区 分               | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------|-------|-------|
| 総 資 産 経 常 利 益 率   | 0.37% | 0.63% |
| 総 資 産 当 期 純 利 益 率 | 0.37% | 0.61% |

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

### ▶経費の内訳

(単位:千円)

| 科 目         | 令和5年度   | 令和6年度   |
|-------------|---------|---------|
| 人 件 費       | 565,007 | 556,917 |
| 報 酬 給 料 手 当 | 454,486 | 447,081 |
| 退 職 給 付 費 用 | 34,503  | 32,581  |
| そ の 他       | 76,017  | 77,254  |
| 物 件 費       | 340,848 | 312,041 |
| 事 務 費       | 151,530 | 150,048 |
| 固 定 資 産 費   | 77,958  | 63,413  |
| 事 業 費       | 36,821  | 33,974  |
| 人 事 厚 生 費   | 13,297  | 8,610   |
| 減 価 償 却 費   | 48,193  | 43,104  |
| そ の 他       | 13,047  | 12,888  |
| 税 金         | 31,487  | 30,273  |
| 経 費 合 計     | 937,344 | 899,231 |



## ▶預金種目別平均残高

(単位:百万円)

| 種 目    | 令和5年度  |        | 令和6年度  |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 金 額    | 構成比    | 金 額    | 構成比    |
| 流動性預金  | 30,845 | 35.1%  | 30,634 | 35.2%  |
| 定期性預金  | 57,006 | 64.9%  | 56,411 | 64.8%  |
| 譲渡性預金  | —      | —      | —      | —      |
| その他の預金 | —      | —      | —      | —      |
| 合 計    | 87,852 | 100.0% | 87,046 | 100.0% |

## ▶定期預金種類別残高

(単位:百万円)

|          | 令和5年度  | 令和6年度  |
|----------|--------|--------|
| 定 期 預 金  | 53,506 | 51,461 |
| 固定金利定期預金 | 53,499 | 51,455 |
| 変動金利定期預金 | 7      | 6      |

## ▶担保種類別貸出金残高

(単位:百万円)

| 区 分         | 令和5年度  |        | 令和6年度  |        |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
|             | 金 額    | 構成比    | 金 額    | 構成比    |
| 当組合預金積金     | 626    | 1.0%   | 501    | 0.8%   |
| 有 価 証 券     | —      | —      | —      | —      |
| 動 産         | —      | —      | —      | —      |
| 不 動 産       | 39,556 | 64.6%  | 41,252 | 65.5%  |
| そ の 他       | 14     | 0.0%   | —      | —      |
| 小 計         | 40,197 | 65.7%  | 41,753 | 66.3%  |
| 信用保証協会・信用保険 | 9,573  | 15.6%  | 9,306  | 14.8%  |
| 保 証         | 6,019  | 9.8%   | 6,042  | 9.6%   |
| 信 用         | 5,429  | 8.9%   | 5,849  | 9.3%   |
| 合 計         | 61,220 | 100.0% | 62,952 | 100.0% |

## ▶債務保証見返額の担保別内訳

(単位:百万円)

| 科 目           | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|-------|-------|
| 当 組 合 預 金 積 金 | —     | —     |
| 有 価 証 券       | —     | —     |
| 動 産           | —     | —     |
| 不 動 産         | —     | —     |
| そ の 他         | —     | —     |
| 計             | —     | —     |
| 信用保証協会・信用保険   | —     | —     |
| 保 証           | —     | —     |
| 信 用           | 2     | 8     |
| 合 計           | 2     | 8     |

## ▶貸出金種類別平均残高

(単位:百万円)

| 科 目     | 令和5年度  |        | 令和6年度  |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|
|         | 金 額    | 構成比    | 金 額    | 構成比    |
| 割 引 手 形 | 218    | 0.4%   | 154    | 0.2%   |
| 手 形 貸 付 | 4,455  | 7.3%   | 4,447  | 7.1%   |
| 証 書 貸 付 | 56,244 | 91.7%  | 58,053 | 92.1%  |
| 当 座 貸 越 | 383    | 0.6%   | 357    | 0.6%   |
| 合 計     | 61,302 | 100.0% | 63,013 | 100.0% |

## ▶貸出金利区分別残高

(単位:百万円)

|             | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-------------|--------|--------|
| 貸 出 金       | 61,220 | 62,952 |
| う ち 変 動 金 利 | 39,703 | 41,291 |
| う ち 固 定 金 利 | 21,516 | 21,660 |

## ▶貸出金使途別残高

(単位:百万円)

| 区 分     | 令和5年度  |       | 令和6年度  |        |
|---------|--------|-------|--------|--------|
|         | 金 額    | 構成比   | 金 額    | 構成比    |
| 運 転 資 金 | 18,561 | 30.3% | 18,962 | 30.1%  |
| 設 備 資 金 | 42,658 | 69.7% | 43,990 | 69.9%  |
| 合 計     | 61,220 | 100%  | 62,952 | 100.0% |

## ▶代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

| 区 分                   | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------------|-------|-------|
| 全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会 | —     | —     |
| 日本政策金融公庫(国民生活事業)      | —     | —     |
| 日本政策金融公庫(中小企業事業)      | —     | —     |
| 商 工 組 合 中 央 金 庫       | 2     | 0     |
| そ の 他                 | —     | —     |
| 合 計                   | 2     | 0     |

## ▶消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

| 区 分         | 令和5年度 |        | 令和6年度 |        |
|-------------|-------|--------|-------|--------|
|             | 金 額   | 構成比    | 金 額   | 構成比    |
| 消 費 者 ロ ー ン | 821   | 16.8%  | 902   | 17.9%  |
| 住 宅 ロ ー ン   | 4,069 | 83.2%  | 4,133 | 82.1%  |
| 合 計         | 4,890 | 100.0% | 5,036 | 100.0% |



▶貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円)

| 業 種 別               | 令和5年度  |        | 令和6年度  |        |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|
|                     | 金 額    | 構成比    | 金 額    | 構成比    |
| 製 造 業               | 910    | 1.5%   | 873    | 1.4%   |
| 農 業・林 業             | 54     | 0.1%   | 46     | 0.1%   |
| 漁 業                 | —      | —      | —      | —      |
| 鉱業、採石業、<br>砂利採取業    | —      | —      | —      | —      |
| 建 設 業               | 5,466  | 8.9%   | 5,437  | 8.6%   |
| 電 気・ガ ス・<br>熱供給・水道業 | 40     | 0.1%   | 28     | 0.0%   |
| 情 報 通 信 業           | 376    | 0.6%   | 358    | 0.6%   |
| 運輸業、郵便業             | 1,930  | 3.2%   | 1,744  | 2.8%   |
| 卸売業、小売業             | 3,268  | 5.3%   | 3,193  | 5.1%   |
| 金融業、保険業             | 3      | 0.0%   | 2      | 0.0%   |
| 不 動 産 業             | 33,467 | 54.7%  | 34,752 | 55.2%  |
| 物 品 賃 貸 業           | 54     | 0.1%   | 192    | 0.3%   |
| 学術研究、専門・<br>技術サービス業 | 295    | 0.5%   | 286    | 0.5%   |
| 宿 泊 業               | 506    | 0.8%   | 476    | 0.8%   |
| 飲 食 業               | 732    | 1.2%   | 986    | 1.6%   |
| 生活関連サービス業、<br>娯 楽 業 | 877    | 1.4%   | 764    | 1.2%   |
| 教 育、<br>学 習 支 援 業   | —      | —      | —      | —      |
| 医 療、福 祉             | 77     | 0.1%   | 66     | 0.1%   |
| その他のサービス            | 2,127  | 3.5%   | 2,378  | 3.8%   |
| その他の産業              | 426    | 0.7%   | 392    | 0.6%   |
| 小 計                 | 50,615 | 82.7%  | 51,981 | 82.6%  |
| 国・地方公共団体等           | 4,363  | 7.1%   | 4,652  | 7.4%   |
| 個人(住宅・消費・<br>納税資金等) | 6,241  | 10.2%  | 6,318  | 10.0%  |
| 合 計                 | 61,220 | 100.0% | 62,952 | 100.0% |

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

▶預貸率

| 項 目 | 令和5年度 | 令和6年度  | 増 減    |
|-----|-------|--------|--------|
| 預貸率 | 期 末   | 72.19% | 77.91% |
|     | 期中平均  | 69.77% | 72.39% |

(注) 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

▶預証率

| 項 目 | 令和5年度 | 令和6年度 | 増 減   |
|-----|-------|-------|-------|
| 預証率 | 期 末   | 3.09% | 4.60% |
|     | 期中平均  | 4.01% | 3.44% |

(注) 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

▶貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

| 項 目     | 令和5年度 | 令和6年度 | 増 減 額 |
|---------|-------|-------|-------|
| 一般貸倒引当金 | 129   | 119   | -10   |
| 個別貸倒引当金 | 738   | 641   | -97   |
| 合 計     | 868   | 761   | -107  |

▶貸出金償却額

(単位:百万円)

| 項 目    | 令和5年度 | 令和6年度 | 増 減 額 |
|--------|-------|-------|-------|
| 貸出金償却額 | —     | —     | —     |

▶有価証券種類別残存期間別残高

令和5年度 (単位:百万円)

| 区 分   | 1 年<br>以下 | 1 年 超<br>3 年 以下 | 3 年 超<br>5 年 以下 | 5 年 超<br>7 年 以下 | 7 年 超<br>10 年 以下 | 10 年 超 | 期間の定め<br>のないもの | 合 計   |
|-------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|--------|----------------|-------|
| 国 債   | —         | —               | —               | —               | —                | —      | —              | —     |
| 地 方 債 | —         | —               | 41              | 490             | —                | —      | —              | 532   |
| 社 債   | —         | 1,539           | —               | —               | —                | —      | —              | 1,539 |
| 株 式   | —         | —               | —               | —               | —                | —      | 11             | 11    |
| 外国証券  | —         | 200             | 339             | —               | —                | —      | —              | 539   |
| そ の 他 | —         | —               | —               | —               | —                | —      | —              | —     |
| 合 計   | —         | 1,739           | 381             | 490             | —                | —      | 11             | 2,622 |

令和6年度 (単位:百万円)

| 区 分   | 1 年<br>以下 | 1 年 超<br>3 年 以下 | 3 年 超<br>5 年 以下 | 5 年 超<br>7 年 以下 | 7 年 超<br>10 年 以下 | 10 年 超 | 期間の定め<br>のないもの | 合 計   |
|-------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|--------|----------------|-------|
| 国 債   | —         | —               | —               | —               | 1,186            | —      | —              | 1,186 |
| 地 方 債 | —         | 30              | 454             | —               | —                | —      | —              | 484   |
| 社 債   | 505       | 1,005           | —               | —               | —                | —      | —              | 1,511 |
| 株 式   | —         | —               | —               | —               | —                | —      | 11             | 11    |
| 外国証券  | 199       | 324             | —               | —               | —                | —      | —              | 524   |
| そ の 他 | —         | —               | —               | —               | —                | —      | —              | —     |
| 合 計   | 704       | 1,361           | 454             | —               | 1,186            | —      | 11             | 3,718 |

▶商品有価証券、金銭の信託、金融先物、デリバティブ等  
商品取引

当組合は取扱しておりません。

▶有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

| 科 目     | 令和5年度 |        | 令和6年度 |        |
|---------|-------|--------|-------|--------|
|         | 金 額   | 構成比    | 金 額   | 構成比    |
| 国 債     | —     | —      | 451   | 15.0%  |
| 地 方 債   | 1,472 | 41.7%  | 507   | 16.9%  |
| 社 債     | 1,546 | 43.8%  | 1,532 | 51.0%  |
| 株 式     | 11    | 0.3%   | 11    | 0.4%   |
| 外 国 証 券 | 500   | 14.2%  | 500   | 16.7%  |
| その他の証券  | —     | —      | —     | —      |
| 合 計     | 3,531 | 100.0% | 3,002 | 100.0% |

(注) 貸付有価証券、短期社債は保有しておりません。

▶有価証券の時価等情報

有価証券で時価のある債券は下記のとおりです。  
なお、売買目的有価証券に区分した有価証券、並びに子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有しておりません。

【満期保有目的の債券】 (単位:百万円)

| 令和5年度 |                |     |     |     |     | 令和6年度 |                |       |     |     |     |
|-------|----------------|-----|-----|-----|-----|-------|----------------|-------|-----|-----|-----|
| 区 分   | 貸借対照表<br>計 上 額 | 時 価 | 差 額 |     |     | 区 分   | 貸借対照表<br>計 上 額 | 時 価   | 差 額 |     |     |
|       |                |     |     | うち益 | うち損 |       |                |       |     | うち益 | うち損 |
| 国 債   | —              | —   | —   | —   | —   | 国 債   | 1,186          | 1,156 | -30 | —   | 30  |
| 地 方 債 | 300            | 294 | -6  | —   | 6   | 地 方 債 | 300            | 284   | -15 | —   | 15  |
| 社 債   | —              | —   | —   | —   | —   | 社 債   | —              | —     | —   | —   | —   |
| そ の 他 | —              | —   | —   | —   | —   | そ の 他 | —              | —     | —   | —   | —   |
| 合 計   | 300            | 294 | -6  | —   | 6   | 合 計   | 1,486          | 1,440 | -45 | —   | 45  |

【その他有価証券】 (単位:百万円)

| 令和5年度 |       |                |         |     |     | 令和6年度 |       |                |         |     |     |
|-------|-------|----------------|---------|-----|-----|-------|-------|----------------|---------|-----|-----|
| 区 分   | 取得原価  | 貸借対照表<br>計 上 額 | 評 価 差 額 |     |     | 区 分   | 取得原価  | 貸借対照表<br>計 上 額 | 評 価 差 額 |     |     |
|       |       |                |         | うち益 | うち損 |       |       |                |         | うち益 | うち損 |
| 株 式   | —     | —              | —       | —   | —   | 株 式   | —     | —              | —       | —   | —   |
| 債 券   | 1,763 | 1,771          | 8       | 8   | 0   | 債 券   | 1,703 | 1,695          | -7      | 0   | 8   |
| 国 債   | —     | —              | —       | —   | —   | 国 債   | —     | —              | —       | —   | —   |
| 地方債   | 230   | 232            | 1       | 1   | 0   | 地方債   | 186   | 184            | -1      | 0   | 2   |
| 社 債   | 1,532 | 1,539          | 7       | 7   | —   | 社 債   | 1,517 | 1,511          | -6      | —   | 6   |
| そ の 他 | 500   | 539            | 39      | 39  | —   | そ の 他 | 500   | 524            | 24      | 24  | 0   |
| 合 計   | 2,263 | 2,311          | 48      | 48  | 0   | 合 計   | 2,203 | 2,220          | 16      | 25  | 8   |

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

▶市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

|           | 令和5年度    | 令和6年度    |
|-----------|----------|----------|
|           | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 非 上 場 株 式 | 11       | 11       |
| 組 合 出 資 金 | 270      | 269      |
| 合 計       | 281      | 281      |

(注) 非上場株式、組合出資金(全信組連出資金等)は、企業会計基準適用指針(第19号第5項、第31号第24-16項)に基づき、時価開示の対象とはして  
おりません。



「富良野市 麓郷展望台」

## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.支給基準 b.支給の時期等

#### (2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

| 区 分 | 当期中の報酬支払額 | 総会等で定められた報酬限度額 |
|-----|-----------|----------------|
| 理 事 | 29        | 68             |
| 監 事 | 8         | 13             |
| 合 計 | 37        | 81             |

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は理事10名、監事2名です。

3. 使用人兼務理事2名の使用人分の報酬(賞与を含む)は14,400千円であります。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はありません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金支給規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。



「安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄 「妙夢」(みょうむ) (作者:安田侃)」

## 店舗の一覧及びキャッシュサービスコーナーのご案内

| 店 名       | 所 在 地    |                     | 電 話 番 号      | 昼休業導入<br>※ | キャッシュサービス<br>コ ー ナ ー の<br>ご 利 用 時 間                                   |
|-----------|----------|---------------------|--------------|------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 本 店 営 業 部 | 072-0025 | 美幌市西2条南2丁目1番1号      | 0126-62-6161 |            | 平日<br>8:45～18:00<br>(本店営業部は<br>土・日・祝祭日の<br>9:00～15:00も<br>ご利用いただけます。) |
| 岩 見 沢 支 店 | 068-0024 | 岩見沢市4条西2丁目11番地      | 0126-24-6211 |            |                                                                       |
| 砂 川 支 店   | 073-0161 | 砂川市西1条北3丁目1番1号      | 0125-52-4201 | 有          |                                                                       |
| 栗 山 支 店   | 069-1511 | 夕張郡栗山町中央3丁目60番地     | 0123-72-0632 | 有          |                                                                       |
| 札 幌 支 店   | 003-0022 | 札幌市白石区南郷通13丁目南5番4号  | 011-863-4661 | 有          |                                                                       |
| 東 苗 穂 支 店 | 007-0810 | 札幌市東区東苗穂10条3丁目10番1号 | 011-791-5211 | 有          |                                                                       |
| 滝 川 支 店   | 073-0031 | 滝川市栄町2丁目3番21号       | 0125-22-4381 | 有          |                                                                       |
| 赤 平 支 店   | 079-1141 | 赤平市大町1丁目1番地         | 0125-32-3281 | 有          |                                                                       |
| 富 良 野 支 店 | 076-0024 | 富良野市幸町3番8号          | 0167-23-5101 | 有          |                                                                       |

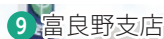
※昼休業時間：午前11時30分から午後0時30分までの1時間(ATMは利用可能です。)

## 店外キャッシュサービスコーナー

| 店名                         | 所在地                           | キャッシュサービスコーナーのご利用時間 |            |
|----------------------------|-------------------------------|---------------------|------------|
|                            |                               | 平日                  | 土・日・祝祭日    |
| 岩見沢支店<br>イオンスーパーセンター三笠店出張所 | 三笠市岡山1059番地1(イオンスーパーセンター三笠店内) | 9:00～19:00          | 9:00～17:00 |
| 奈井江出張所                     | 空知郡奈井江町字奈井江町52番地              | 9:00～17:30          |            |
| 三笠出張所                      | 三笠市多賀町11番地9                   |                     |            |
| 長沼町役場出張所                   | 夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号              | 9:00～17:00          |            |
| 美園出張所                      | 岩見沢市美園6条7丁目6番1号               | 9:00～17:30          |            |
| 芦別出張所                      | 芦別市北1条東1丁目6番地                 |                     |            |
| 赤平支店茂尻出張所                  | 赤平市茂尻中央町南3丁目                  | 9:00～18:00          |            |
| 深川出張所                      | 深川市4条9番40(深川市地域交流施設「プラザ深川」内)  | 9:00～17:30          |            |
| 上富良野出張所                    | 空知郡上富良野町錦町2丁目4番9号             |                     |            |
| 留萌出張所                      | 留萌市末広町2丁目3番24号                |                     |            |

(注) 空知しんくみのキャッシュカードは、上記のほか、北海道銀行などの提携金融機関のATMでお引出し・残高照会のご利用ができ、ゆうちょ銀行及びセブン銀行のATMでは、お預入れ・お引出し・残高照会をご利用いただけます。なお、残高照会以外には手数料が必要となる場合があります。







<https://www.sorachi.shinkumi.jp>

「空知商工信用組合のシンボルマーク」



「新しい芽が大きく伸びる」ことを期待し、  
昭和51年、現在の本店新築時から当組合  
のシンボルマークとしております。

<表紙>

場所: 安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄  
作品名: 「水の広場」(作者: 安田侃)

<裏表紙>

場所: 安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄  
作品名: 「真無」(まむ) (作者: 安田侃)

令和7年7月発行